

## 教育委員会定例会事項書

令和3年3月11日（木）  
9：00～ 教育委員室

### 1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

### 2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

### 3 議題

議案第 59号 専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号））

議案第 60号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

議案第 61号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第 62号 職員の懲戒処分について

### 4 報告題

報告 1 三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン（第二期）」（案）について

報告 2 教職員の資質能力向上支援事業の令和2年度実施結果について

### 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日 時

令和3年2月15日(月)

開会 13時30分

閉会 13時55分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

議案第53号 三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則案

議案第54号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第55号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第56号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案

議案第57号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和3年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第59号

専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号））

令和3年3月2日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和3年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。





教委第17-1369号

令和3年3月2日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく  
教育委員会の意見について

令和3年3月2日付け総務第07-192号で照会のありました、令和3年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

事務担当

三重県教育委員会事務局

教育財務課 予算決算班

TEL 059-224-2943

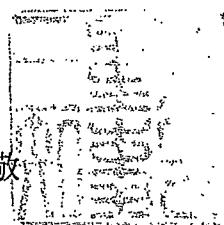
FAX 059-224-2319



総務第 07-192 号  
令和 3 年 3 月 2 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育  
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 3 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 佐藤 (PHS 5281)

## 令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号)

### 【教育委員会関係】

#### 歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教 育 費	教 育 総 務 費	25,588,479	▲ 413,529	25,174,950
	小 学 校 費	54,132,382	▲ 296,657	53,835,725
	中 学 校 費	29,638,669	▲ 233,430	29,405,239
	高 等 学 校 費	36,371,185	▲ 86,240	36,284,945
	特別支援学校費	12,856,640	▲ 102,689	12,753,951
	社会教育費	685,143	▲ 103,813	581,330
	保 健 体 育 費	449,414	▲ 13,793	435,621
合 計		159,721,912	▲ 1,250,151	158,471,761

## 歳出補正予算の主な内訳

(単位:千円)

事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
<b>教育総務費</b>				
教職員退職手当	13,868,494	▲ 183,101	13,685,393	退職手当の再算定による減額
高校生等教育費負担軽減事業費	3,935,818	▲ 155,611	3,780,207	高校生等奨学給付金および高等学校等就学支援金等の実績見込の精査による減額
<b>小学校費</b>				
小学校人件費	52,706,885	▲ 132,110	52,574,775	人件費の再算定による減額
<b>中学校費</b>				
中学校人件費	28,767,184	▲ 94,605	28,672,579	人件費の再算定による減額
<b>高等学校費</b>				
校舎その他建築費	3,044,492	▲ 128,943	2,915,549	入札差金による工事請負費等の減額
高等学校人件費	27,905,772	▲ 83,667	27,822,105	人件費の再算定による減額
情報教育充実支援事業費	1,209,306	196,181	1,405,487	県立高等学校において、一人ひとりに応じた学びや、協働的な学びをより効果的に進めるため、学習用端末を整備することによる増額
<b>特別支援学校費</b>				
特別支援学校人件費	10,359,198	▲ 19,706	10,339,492	人件費の再算定による減額
<b>社会教育費</b>				
受託発掘調査事業費	414,675	▲ 113,246	301,429	国および中日本高速道路株式会社等からの受託事業の減による減額
<b>保健体育費</b>				
みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費	28,563	▲ 9,668	18,895	部活動指導員数の確定による市町補助の減額

## 繰越明許費

(単位:千円)

事業名	内容	金額	繰越理由
<b>高等学校費</b>			
校舎その他建築費	高等学校トイレ洋式化改修工事	1,237,661	国の令和2年度補正予算に係る事業であり、事業の実施にあたっては、学校の教育活動への影響をふまえ、休日や長期休業期間等を利用して工事を行う必要があり、年度内の工事の完了が困難なため。
	高等学校空調整備工事	58,000	国の令和2年度補正予算に係る事業であり、事業の実施にあたっては、学校の教育活動への影響をふまえ、休日や長期休業期間等を利用して工事を行う必要があり、年度内の工事の完了が困難なため。
	石薬師高等学校武道場等空調整備工事	40,000	国の令和2年度補正予算に係る事業であり、事業の実施にあたっては、学校の教育活動への影響をふまえ、休日や長期休業期間等を利用して工事を行う必要があり、年度内の工事の完了が困難なため。
情報教育充実支援事業費	県立高等学校における学習用情報端末の整備	209,575	県立高等学校の学習用端末の整備を進める事業であり、年度内の事業の完了が困難なため。
<b>特別支援学校費</b>			
特別支援学校施設建築費	玉城わかば学園体育館空調工事	26,817	国の令和2年度補正予算に係る事業であり、事業の実施にあたっては、学校の教育活動への影響をふまえ、休日や長期休業期間等を利用して工事を行う必要があり、年度内の工事の完了が困難なため。
	特別支援学校厨房等改修工事	332,812	国の令和2年度補正予算に係る事業であり、事業の実施にあたっては、学校の教育活動への影響をふまえ、休日や長期休業期間等を利用して工事を行う必要があり、年度内の工事の完了が困難なため。
合 計		1,904,865	



議案第60号

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙のとおり提案する。

令和3年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



## 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定 および学校運営協議会委員の任命について（案）

### 1 指定学校名

三重県立飯南高等学校

### 2 指定年月日

令和3年4月1日

### 3 指定理由

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年三重県教育委員会規則第4号）第3条に基づく意見（別記様式1）が校長から提出され、この制度の導入により、保護者や地域住民等が学校運営に直接参画することで、地域に開かれた信頼される学校づくりを一層進めることができることから、同条に基づき指定を行うものである。

### 4 委員の選定理由

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年三重県教育委員会規則第4号）第6条第3項により、校長からの委員の推薦があり、同条第1項に基づき、任命を行うものである。

推薦された委員は、これまでの当該校における取組に深く関わる者が多く含まれており、学校運営に関する貴重な意見が期待できる。

飯南高等学校における  
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入について

## 1 飯南高等学校のこれまでの状況

- 平成11年度に普通科を総合学科に改編、全国初の連携型中高一貫教育を導入し、これまで飯南中学校、飯高東中学校、飯高西中学校との連携を深めてきた。  
(※ 飯高東中学校、飯高西中学校は平成28年度から飯高中学校に統合。)
- 平成29年度から「飯南高等学校活性化協議会」を設置し、地域住民や地元行政の協力のもと、学校及び地域の活性化・魅力化に取り組んできた。
- 令和元年度から文科省事業「地域との協働による高等学校改革推進事業（地域魅力化型）」の指定を受け、地域と協働した学び、地域を学びの場とした探究活動を進めている。
- 中高連携を行っている飯高中学校が平成30年度から、飯南中学校が令和2年度から学校運営協議会制度を導入し、飯南・飯高管内ではすべての小中学校がコミュニティ・スクールになった。
- 地域の少子化が進行し、連携する中学校の卒業者数は連携を始めた平成11年と比較して、約3分の1になった。

## 2 地域と連携したこれまでの主な取組

- 「産業社会と人間」や「いいなんゼミ」で地域のフィールドワークを取り入れ、地域の魅力や課題について調査・研究したことを、地域に向けて発表している。
- 地域の企業や中学校等と連携し、飯南・飯高地域の産業や地域課題の解決に係る多くの取組を実施した。具体的には以下のとおりである。
  - ・ 地元の林業3社と、飯南の木材を活用した「木の手帳」の共同開発。  
(第5回全国高校生S B P交流フェアで特別賞を受賞。)
  - ・ 飯南地域への移住を促進するため、松阪市と連携し、高校生が空き家を整理する「空き家片付けプロジェクト」の実施。
  - ・ 連携中学校と、地域活性化を目的に「道の駅コラボプロジェクト」の実施。
  - ・ 地元企業と連携した、美術部の生徒による飯南のお茶を使う「緑茶ラテアート」の商品化。
- 中高一貫教育推進の会議において、中高のキャリア教育の接続という視点だけでなく、中高で協働して地域を学びの場とする探究活動を進めるという方向性で議論を重ねてきた。
- 平成29年度に設置した「飯南高校活性化協議会」において、教育方針や生徒の実態を踏まえた効果的な学習のあり方について議論してきた。
- 令和元年度から、上記活性化協議会をベースに地域の事業者やN P Oも加わる

「地域人材育成コンソーシアム・いいなん」を立ち上げ、地域での探究活動実施の支援を強化し、社会に開かれた教育課程と学校を核とした地方創生を進めている。

- 「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願」で県外生の受け入れを地域ぐるみで進めるため、令和2年9月に地域住民や地元行政で「三重県立飯南高等学校下宿運営連絡会」を設置した。

### 3 今後の方向性

- これまでに取り組んできた地域学習、地域の行政や企業等との連携、各協議会の活動は、地域の支援を得ながら、学校が企画・運営を担ってきた。今後、教育効果の高い取組を地域と学校が協働して担う。
- 飯南高校には、「中高一貫教育推進会議」、「地域人材育成コンソーシアム・いいなん」など、地域の人々が参画する協議会が複数あり、これらの組織を有機的につなげ、効果的に活用していく。
- 学校運営協議会制度を導入することによる主な効果は以下のとおりである。
  - ・ 学校運営協議会委員が教育活動の企画・立案等、学校運営に参画することで、学校の目標やビジョンを共有し、生徒の健全育成や学校運営の改善が進む。
  - ・ 学校運営協議会が中核となって、既存の協議会の果たすべき役割を明確にし、各協議会がそれぞれの役割に注力することで、地域の教育力をより効果的に活用する体制づくりが可能となる。
  - ・ 専門性の高い地域人材をあらゆる教育活動に招聘することが可能となり、学校教育のプロである教員とのコラボレーションにより、新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」が実現できる。
  - ・ 学校運営協議会委員として参画している松阪市企画振興部地域振興局職員が、学校の目標やビジョンを達成するのに重要な役割を担う地域企業や地域人材等とマッチアップすることで、学校の教育力を高めることができる。
  - ・ 保護者や地域住民が地元で子育てをした経験や就労のニーズを踏まえた教育活動を提案することが可能となり、学校はこれまで以上に地元の要望を元に、地域を担う人材の育成を行うことができる。
- 学校運営協議会と連携型中高一貫教育のしくみを効果的に組み合わせることで、12年間にわたる地域に根差した系統的な教育課程の実現が可能となる。具体的には、学校運営協議会が中心となって、地域人材の効果的な活用による校種を超えた協働的な学びを実現し、次代の地域を担う人材に必要となる資質・能力を育むことに加えて、12年間のキャリア教育の柱である「いいなんゼミ」を、「地域と密着した探究活動」として確立させることができる。

4 コミュニティ・スクールの指定状況（令和2年7月1日現在）

全国 9,788校（うち高等学校668校）

三重県 184校（うち高等学校 3校※）

※平成19年から紀南高等学校

平成25年から白山高等学校

平成29年から南伊勢高等学校南勢校舎

学校運営協議会委員推薦者一覧

	名 前	勤務先・職名等	備考
1	高橋 克良	飯南高等学校同窓会 会長	地域住民
2	中村 誠	飯南高等学校 P T A会長	保護者
3	木下 幸一	飯南高等学校 P T A顧問 (前会長)	地域住民
4	佐々木 尚子	三重県飯南高等学校下宿運営連絡会委員 地元小中学校の保護者	地域住民
5	中野 孝是	粥見住民協議会 会長代理	地域住民
6	中田 雅喜	松阪市教育委員会 教育長	関係行政機関職員
7	野呂 隆生	松阪市企画振興部地域振興担当理事	関係行政機関職員
8	榎原 典子	松阪市企画振興部飯南地域振興局長	関係行政機関職員
9	高木 達彦	松阪市企画振興部飯高地域振興局長	関係行政機関職員
10	中林 穂太	松阪市西部教育事務所 所長	関係行政機関職員
11	中村 元亮	松阪市立飯南中学校 校長	地元中学校代表
12	森井 義和	松阪市立飯高中学校 校長	地元中学校代表
13	土方 清裕	三重県立飯南高等学校 校長	当該指定校校長

(様式1)

飯高第74号  
令和2年12月25日

三重県教育委員会 様

三重県立飯南高等学校  
校長 土方 清裕

### 学校運営協議会の設置にかかる意見書

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により、下記のとおり意見を述べます。

記

#### 1 本校への学校運営協議会の設置について

飯南高校は、平成11年度に「地域の子は地域で育てよう」というスローガンのもと、全国初の連携型中高一貫教育校となり、同時に普通科から総合学科に改編し、中高の接続を活かした充実したキャリア教育を実施してきました。しかし、連携中学校が3校から2校になるなど、地域の少子化が進むにつれて入学者における地元出身者の占有率が低下してきた状況等から、平成29年度より「飯南高校活性化協議会」を設置し、地域住民や地元行政らと学校の活性化に取り組んできました。令和元年度には、文科省事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（地域魅力化型）」に採択され、飯南高校活性化協議会をベースとして、地元産業界やNPO、県内高等教育機関等に参加いただき「地域人材育成コンソーシアム・いいなん」を組織しました。このことで、地域課題解決型キャリア教育を一層推進し、「社会に開かれた教育課程」と「学校を核とした地域創生」の実現に努力しているところです。これらの経験を踏まえて、飯南高校活性化協議会の取組を活かした、学校運営協議会を設置することによって、地域と協働した教育の一層の発展と持続可能性の一層の向上を目指したいと考えています。

以上の理由により「学校運営協議会を設置する学校」としての指定を希望します。

#### 2 設置を希望する時期

令和3年4月1日

#### 3 学校運営協議会委員

公募の希望の有無	有	無
推薦の有無	有	無

#### 4 その他

## 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

(平成19年3月27日 教育委員会規則第4号)

### (目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律 第百六十二号）第四十七条の六の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (趣旨)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、児童・生徒を中心とした学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

### (設置)

第三条 協議会は、教育委員会が、あらかじめ校長の意見を聞いて設置する。

### (学校運営に関する基本方針の承認)

第四条 協議会が設置された学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 組織編成に関すること
- 四 学校予算の編成及び執行に関すること
- 五 その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

### (意見の申出)

第五条 協議会は、当該対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条の趣旨を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用について、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第六条 協議会の委員は十五名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 保護者
  - 二 地域住民
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 当該対象学校の校長
  - 五 当該対象学校の教職員
  - 六 有識者
  - 七 関係行政機関の職員
  - 八 その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員のうち、その一部については、公募をすることができる。
- 3 当該対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 5 委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

(任期)

第七条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

2 第六条第四項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員としてふさわしくない非行を行うこと
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- 三 その他、協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと

(報酬)

第九条 委員の報酬は、教育長が別に定める。

(会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長各一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。
- 3 会長は協議会を招集し、会議の議事を掌る。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

- 第十一條 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。
- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 3 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
  - 4 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

- 第十二條 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。
- 一 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
  - 二 その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
  - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

- 第十三條 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

- 第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
- 一 第八条の規定に違反したとき
  - 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
  - 三 その他、解任に相当する事由が発生したとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

- 第十五条 協議会は、当該対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。
- 2 協議会は、児童・生徒、保護者及び地域住民等の意見等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。

3 協議会は、保護者及び地域住民等に対して自らの活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第十六条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第十七条 この規則に定めるものの他、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条第一項による指定を受けた学校は、この規則による改正後の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第三条の規定により協議会が設置された学校とみなす。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

施行日：令和二年四月一日

(平成二十九年法律第二十九号による改正)

### 第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
  - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

議案第 61 号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年3月11日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「④」を削る。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式その1（第4条、第15条関係）

年　月　日

三重県教育委員会 あて

旧所有者住所  
氏　名

新所有者住所  
氏　名

三重県指定有形（有形民俗）文化財所有者変更届出書  
下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 変更年月日
- 8 変更の理由
- 9 その他参考となる事項

- ④
- 1 この届出には、指定書を添付すること。
  - 2 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名を相続代務者と  
することができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式  
は任意とする）。
  - 3 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。
  - 4 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書を添付すること  
(様式は任意とする)。
  - 5 その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。

第6号様式その2（第27条関係）

年 月 日

三重県教育委員会 あて

旧所有者住所  
氏 名

新所有者住所  
氏 名

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）所有者変更届出書  
下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
  - 2 指定年月日
  - 3 所在の場所
  - 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
  - 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
  - 6 変更年月日
  - 7 変更の理由
  - 8 その他参考となる事項
- ④ 1 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名を相続代務者と  
することができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式  
は任意とする）。  
2 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。  
3 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書を添付すること  
(様式は任意とする)。  
4 その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。

第七号様式及び第八号様式中「印」を削る。

第九号様式中「三重県教育委員会様」や「三重県教育委員会あて」に改める。

第十号様式から第十一号様式までの規定中「印」を削る。

第十二号様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会あて」に改め、「印」を削る。

第十四号様式及び第十六号様式から第二十号様式までの規定中「印」を削る。

第二十号様式及び第二十四号様式中「三重県教育委員会様」や「三重県教育委員会あて」に改  
め、「印」を削る。

第二十五号様式から第二十八号様式までの規定中「三重県教育委員会教育長様」を「三重県教育委  
員会教育長あて」に改め、「印」を削る。

第二十九号様式及び第三十号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 ハの規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 ハの規則の施行の際現に改正前の三重県文化財保護条例施行規則の規定に基づいて提出されている  
申請書その他の書類は、改正後の三重県文化財保護条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書  
その他の書類とみなす。

## 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

文化庁から、事業者等の押印を求めていたり国指定文化財に係る申請等について、令和3年1月1日から原則押印不要とした旨の通知がされたことを踏まえ、県指定文化財に係る申請等について、三重県文化財保護条例施行規則に定める様式の改正を行うものである。

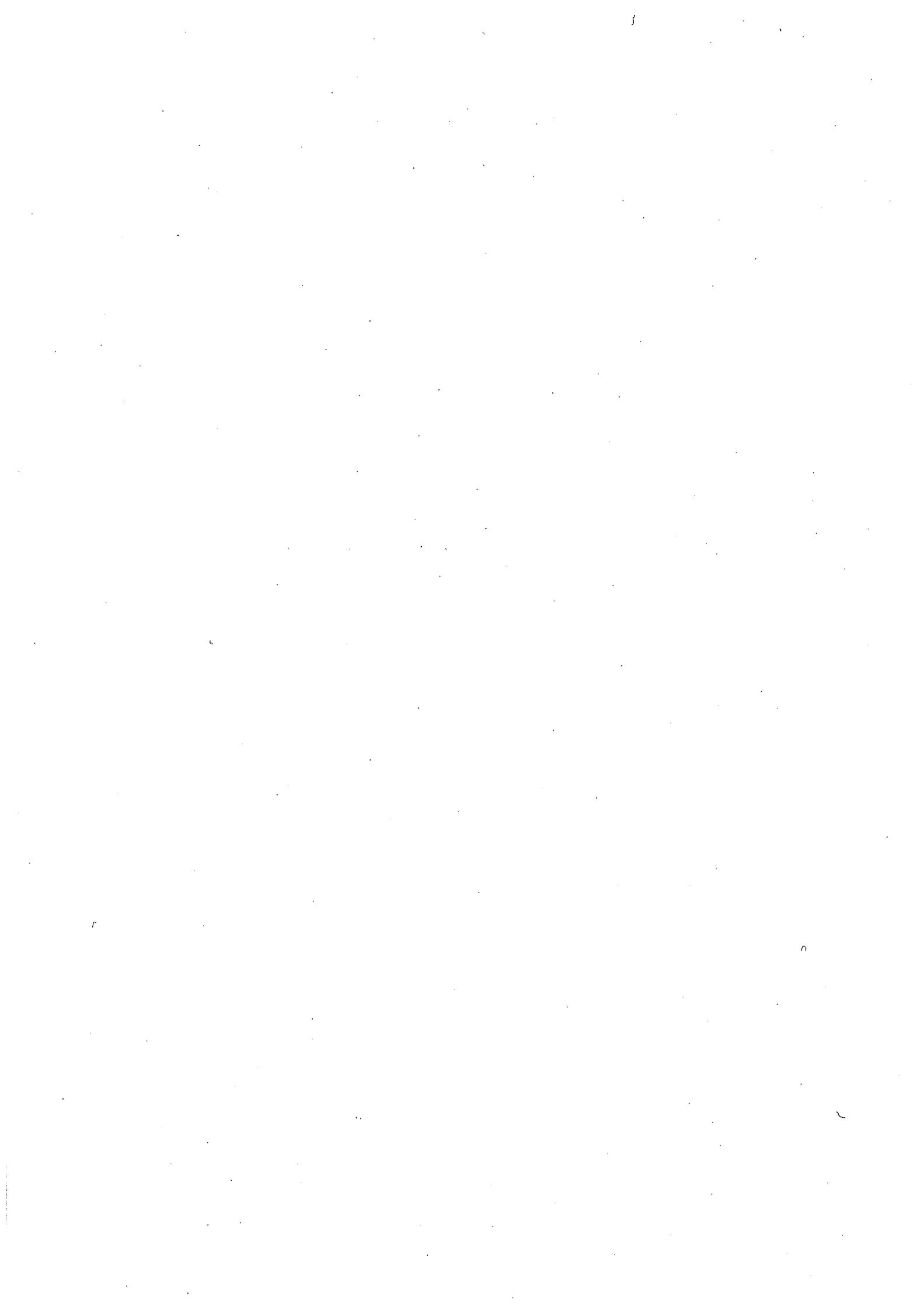
また、併せて宛先等の改正を行う。

### 2 改正内容

- ・三重県文化財保護条例施行規則に定める様式中、「印」及び「印」を削る
- ・第6号様式中、「(押印のあるもの)」を削り、注に「その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。」を加える
- ・様式中「三重県教育委員会 様」を「三重県教育委員会 あて」に改正する
- ・様式中「三重県教育委員会教育長 様」を「三重県教育委員会教育長 あて」に改正する

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。



改 正			後			改 正			前		
第1号様式その1 (第1条関係)						第1号様式その1 (第1条関係)					
年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日		
三重県教育委員会 あて			三重県教育委員会 あて			三重県教育委員会 あて			三重県教育委員会 あて		
申請者住所 氏名			申請者住所 氏名			申請者住所 氏名			申請者住所 氏名		
三重県形文化財指定申請書			三重県形文化財指定申請書			三重県形文化財指定申請書			三重県形文化財指定申請書		
名 称 員 数 所在の場所			名 称 員 数 所在の場所			上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。			上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。		
上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。			上記のものを、三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。			(別紙)			(別紙)		
1 種別			1 種別			1 種別			1 種別		
2 名称及び員数			2 名称及び員数			2 名称及び員数			2 名称及び員数		
3 所在の場所			3 所在の場所			3 所在の場所			3 所在の場所		
4 所有者の氏名又は名称及び住所 権原に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所			4 所有者の氏名又は名称及び住所 権原に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所			4 所有者の氏名又は名称及び住所 権原に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所			4 所有者の氏名又は名称及び住所 権原に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所		
5 建造物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項			5 建造物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項			5 建造物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項			5 建造物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項		
6 絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質その他の特徴			6 絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質その他の特徴			6 絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質その他の特徴			6 絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質その他の特徴		
7 建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書き、銘文等			7 建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書き、銘文等			7 建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書き、銘文等			7 建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書き、銘文等		
8 創建若しくは製作の沿革			8 創建若しくは製作の沿革			8 創建若しくは製作の沿革			8 創建若しくは製作の沿革		
9 維持及び保存の方法			9 維持及び保存の方法			9 維持及び保存の方法			9 維持及び保存の方法		
10 その他参考となる事項			10 その他参考となる事項			10 その他参考となる事項			10 その他参考となる事項		
添付資料			添付資料			添付資料			添付資料		
1 写真及び図面又は見取図			1 写真及び図面又は見取図			1 写真及び図面又は見取図			1 写真及び図面又は見取図		
2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書			2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書			2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書			2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書		

改	正	後	改	正	前
第1号様式その2 (第15条関係)			第1号様式その2 (第15条関係)		
三重県教育委員会 あて	年 月 日	申請者住所 氏名 二重県有形民俗文化財指定申請書	三重県教育委員会 あて	年 月 日	申請者住所 氏名 三重県有形民俗文化財指定申請書
名 員 所在の場所 称 数	上記のものを、三重県文化財保護条例第27条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。		名 員 所在の場所 称 数	上記のものを、三重県文化財保護条例第27条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。	
(別紙)			(別紙)		
1 種別	1 種別		2 名称及び員数	2 名称及び員数	
2 名称及び員数	3 所在の場所		3 所在の場所	4 所有者の氏名又は名称及び住所	
3 所在の場所	4 所有者の氏名又は名称及び住所		5 工作物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項 絵画、彫刻、工芸品その他の工作物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質 その他の特徴	5 工作物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項 絵画、彫刻、工芸品その他の工作物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質 その他の特徴	
4 所有者の氏名又は名称及び住所	5 工作物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項 絵画、彫刻、工芸品その他の工作物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質 その他の特徴		6 製作の年代又は時代、来歴を示す墨書き、銘文等 7 繩締及び保存の方法 8 その他参考となる事項 添付資料	6 製作の年代又は時代、来歴を示す墨書き、銘文等 7 繩締及び保存の方法 8 その他参考となる事項 添付資料	
5 工作物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項 絵画、彫刻、工芸品その他の工作物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質 その他の特徴	6 製作の年代又は時代、来歴を示す墨書き、銘文等 7 繩締及び保存の方法 8 その他参考となる事項 添付資料		1 写真及びスケッチ・実測図 2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書	1 写真及びスケッチ・実測図 2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書	
6 製作の年代又は時代、来歴を示す墨書き、銘文等 7 繩締及び保存の方法 8 その他参考となる事項 添付資料	1 写真及びスケッチ・実測図 2 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書				

第4号様式(第2条、第13条、第15条関係)		正		改		前	
年	月	日	年	月	日	年	月
三重県教育委員会 あて		申請者 (住所) (氏名)		三重県教育委員会 あて		申請者 (住所) (氏名) ④	
<p>三重県指定有形(無形、有形民俗)文化財指定書再交付申請書 下記のとおり指定書を滅失し(毀損し、亡失し、盜難され)たので再交付を申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 種別、名称及び員数</li> <li>2 指定書の記号番号</li> <li>3 指定年月日</li> <li>4 所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>5 減失(毀損、亡失、盜難)の年月日</li> <li>6 その他参考となる事項</li> </ol> <p>④ 1 毀損の場合は、毀損した指定書を添付すること。 2 第13条第2項の鴨用規定による場合は、「指定書」を「認定書」、「所有者」を「保持者等」と読み替えるものとする。</p> <p>(申請書 天然記念物紀州大・日本鶴の部)</p>							
三重県教育委員会 あて		申請者 (住所) (氏名)		三重県教育委員会 あて		申請者 (住所) (氏名) ④	
<p>三重県天然記念物紀州大(日本鶴)登録証書再交付申請書 下記のとおり認定書を滅失し(毀損し、亡失し、盜難され)たので再交付を申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 種別、名称及び員数</li> <li>2 登録証書の登録番号</li> <li>3 登録年月日</li> <li>4 所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>5 減失(毀損、亡失、盜難)の年月日</li> <li>6 その他参考となる事項</li> </ol> <p>④ 毀損の場合は、毀損した登録証書を添付すること。</p>							

改 正	後	改 正	前
第5号様式その1 (第3条、第15条関係)		第5号様式その1 (第3条、第15条関係)	
年 月 日	所有者 (住所) (氏名)	年 月 日	所有者 (住所) (氏名)
三重県教育委員会 あて		三重県教育委員会 あて	
<p>三重県指定有形（有形民俗）文化財管理責任者選任（解任）届出書</p> <p>下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>種別、名称及び員数 指定書の記号番号 指定年月日 所在の場所 所有者の氏名又は名称及び住所 管理責任者の氏名、住所 選任（解任）年月日 選任（解任）の理由 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み その他参考となる事項</p> <p>三重県指定有形（有形民俗）文化財管理責任者選任（解任）届出書</p> <p>下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1. 種別、名称及び員数 2. 指定書の記号番号 3. 指定年月日 4. 所在の場所 5. 所有者の氏名又は名称及び住所 6. 管理責任者の氏名、住所 7. 選任（解任）年月日 8. 選任（解任）の理由 9. 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み 10. その他参考となる事項</p>			

改 正		後		改 正		前	
第5号様式その2 (第27条関係)				第5号様式その2 (第27条関係)			
三重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県教育委員会 あて		年 月 日	
三重県指定史跡 (名勝、天然記念物) 管理責任者選任 (解任) 届出書 下記のとおり管理責任者を選任 (解任) したので届け出ます。 記				三重県指定史跡 (名勝、天然記念物) 管理責任者選任 (解任) 届出書 下記のとおり管理責任者を選任 (解任) したので届け出ます。 記			
1 種別、名称及び員数、 2 指定年月日 3 所在の場所 4 所有者の氏名又は名称及び住所 5 管理責任者の氏名、住所 6 選任 (解任) 年月日 7 選任 (解任) の理由 8 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み 9 その他参考となる事項	1 種別、名称及び員数、 2 指定年月日 3 所在の場所 4 所有者の氏名又は名称及び住所 5 管理責任者の氏名、住所 6 選任 (解任) 年月日 7 選任 (解任) の理由 8 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み 9 その他参考となる事項	1 種別、名称及び員数、 2 指定年月日 3 所在の場所 4 所有者の氏名又は名称及び住所 5 管理責任者の氏名、住所 6 選任 (解任) 年月日 7 選任 (解任) の理由 8 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み 9 その他参考となる事項	1 種別、名称及び員数、 2 指定年月日 3 所在の場所 4 所有者の氏名又は名称及び住所 5 管理責任者の氏名、住所 6 選任 (解任) 年月日 7 選任 (解任) の理由 8 解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み 9 その他参考となる事項				

改	正	後	改	正	前
第6号様式その1 (第4条、第15条関係)			第6号様式その1 (第4条、第15条関係)		
三重県教育委員会	あて	年 月 日	三重県教育委員会	あて	年 月 日
旧所有者住所 氏 氏			旧所有者住所 氏 氏		
新所有者住所 氏 氏			新所有者住所 氏 氏		
<p>三重県指定有形(有形民俗)文化財所有者変更届出書 下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 種別、名称及び員数</li> <li>2 指定書の記号番号</li> <li>3 指定年月日</li> <li>4 所在の場所</li> <li>5 旧所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>6 新所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>7 変更年月日</li> <li>8 変更の理由</li> <li>9 その他参考となる事項</li> </ol> <p>④ 1 この届出には、指定書を添付すること。 2 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること(様式は任意とする)。 3 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。 4 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書を添付すること(様式は任意とする)。 5 その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。</p> <p>⑤ 1 この届出には、指定期を添付すること。 2 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名・④を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること(様式は任意とする)。 3 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。 4 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書(押印のあるもの)を添付すること(様式は任意とする)。</p>					

改 正		後		改 正		前	
第6号様式その2 (第27条関係)				第6号様式その2 (第27条関係)			
三重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県教育委員会 あて		年 月 日	
旧所有者住所 氏名		新所有者住所 氏名		旧所有者住所 氏名		新所有者住所 氏名	
<p>三重県指定史跡（名勝、天然記念物）所有者変更届出書 下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>種別、名称及び員数</p> <p>1 指定年月日 2 所在の場所 3 旧所有者の氏名又は名称及び住所 4 新所有者の氏名又は名称及び住所 5 变更年月日 6 変更理由 7 その他参考となる事項 8 その他参考となる事項</p> <p>④ 1 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式Ⅳは任意とする）。</p> <p>2 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。</p> <p>3 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書（押印のあるもの）添付すること（様式Ⅳは任意とする）。</p> <p>4 その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。</p>							

改	正	後	改	正	前
第7号様式その1 (第4条、第14条、第15条、第16条、第33条関係)			第7号様式その1 (第4条、第14条、第15条、第16条、第33条関係)		
三重県教育委員会	あて	所有者 (管理責任者) 住所 氏名 (名称)	年 月 日	三重県教育委員会	あて
三重県指定有形 (無形、有形民俗、無形民俗) 文化財 (選定保存技術) 所有者等の 氏名 (名称又は住所) 変更届出書			所有者 (管理責任者) 住所 氏名 (名称)	年 月 日	所有者 (管理責任者) 住所 氏名 (名称)
下記のとおり所有者等の氏名 (名称又は住所) を変更したので届け出ます。			下記のとおり所有者等の氏名 (名称又は住所) を変更したので届け出ます。		
種別、名称及び員数 記.			種別、名称及び員数 記.		
1 指定書の記号番号	2 指定年月日	3 所在の場所	1 種別、名称及び員数	2 指定書の記号番号	3 指定年月日
4 変更前の氏名若しくは名称又は住所	5 変更後の氏名若しくは名称又は住所	6 変更前の氏名若しくは名称又は住所	4 所在の場所	5 変更前の氏名若しくは名称又は住所	6 変更後の氏名若しくは名称又は住所
6 変更後の氏名若しくは名称又は住所	7 変更の年月日	7 変更の年月日	7 変更の年月日	8 その他参考となる事項	8 その他参考となる事項
7 変更の年月日	8 その他参考となる事項	8 その他参考となる事項	8 その他参考となる事項	④ 1 この届出には、指定書を添付すること (第16条及び第33条の適用規定に規定する場合を除く)。	
この届出には、指定書を添付すること (第16条及び第33条の適用規定に規定する場合を除く)。			この届出には、指定書を添付すること (第16条及び第33条の適用規定に規定する場合を除く)。		
2 第14条第2項の適用規定による場合は、「指定書」を「認定書」、「所有者等」を「保持者等」と読み替えるものとする。			2 第14条第2項の適用規定による場合は、「指定書」を「認定書」、「所有者等」を「保持者等」と読み替えるものとする。		
3 管理責任者の氏名等の変更の届出はこの様式を準用すること。			3 管理責任者の氏名等の変更の届出はこの様式を準用すること。		

改	正	後	改	正	前
第7号様式その2 (第27条関係)			第7号様式その2 (第27条関係)		
三重県教育委員会 あて	年	月	三重県教育委員会 あて	年	月
所有者 (管理責任者) 住所 氏名 (名称)			所有者 (管理責任者) 住所 氏名 (名称)		
④ 三重県指定史跡 (名勝、天然記念物) 所有者等の氏名 (名称又は住所) 変更届出書					
下記のとおり所有者等の氏名 (名称又は住所) を変更したので届け出ます。					
下記のとおり所有者等の氏名 (名称又は住所) を変更したので届け出ます。					
1 種別、名称及び員数 2 指定年月日 3 所在の場所 4 変更前の氏名若しくは名称又は住所 5 変更後の氏名若しくは名称又は住所 6 変更の年月日 7 その他参考となる事項 ④ 管理責任者の氏名等の変更の届出はこの様式を準用すること。	1 種別、名称及び員数 2 指定年月日 3 所在の場所 4 変更前の氏名若しくは名称又は住所 5 変更後の氏名若しくは名称又は住所 6 変更の年月日 7 その他参考となる事項 ④ 管理責任者の氏名等の変更の届出はこの様式を準用すること。				

改 正 後			改 正 前		
第8号様式その1 (第5条、第15条関係)			第8号様式その1 (第5条、第15条関係)		
三重県教育委員会 あて	所有者(管理責任者)住所 氏名	年 月 日	三重県教育委員会 あて	所有者(管理責任者)住所 氏名	年 月 日
三重県指定有形(有形民俗)文化財流失(毀損、亡失、盜難)届出書					
下記のとおり滅失し(毀損し、亡失し、盜難され)たので届け出ます。					
記					
1 種別、名称及び員数	2 指定書の記号番号	3 指定年月日	4 所在の場所	5 所有者氏名又は名称及び住所	6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	7 減失(毀損、亡失、盜難)の事実の生じた日時及び場所	8 減失(毀損、亡失、盜難)の事実の生じた当時ににおける管理の状況	9 減失(毀損、亡失、盜難)の原因並びに、毀損の場合はその箇所及び程度	10 減失(毀損、亡失、盜難)の事実を知つた日	11 今後どうとする処置
7 減失(毀損、亡失、盜難)の事実の生じた日時及び場所	8 減失(毀損、亡失、盜難)の事実の生じた当時ににおける管理の状況	9 減失(毀損、亡失、盜難)の原因並びに、毀損の場合はその箇所及び程度	10 減失(毀損、亡失、盜難)の事実を知つた日	11 今後どうとする処置	12 その他参考となる事項
8 減失(毀損、亡失、盜難)の事実の生じた日時及び場所	9 減失(毀損、亡失、盜難)の原因並びに、毀損の場合はその箇所及び程度	10 減失(毀損、亡失、盜難)の事実を知つた日	11 今後どうとする処置	12 その他参考となる事項	
9 減失(毀損、亡失、盜難)の原因並びに、毀損の場合はその箇所及び程度	10 減失(毀損、亡失、盜難)の事実を知つた日	11 今後どうとする処置	12 その他参考となる事項		
10 減失(毀損、亡失、盜難)の事実を知つた日	11 今後どうとする処置	12 その他参考となる事項			
11 今後どうとする処置	12 その他参考となる事項				
12 その他参考となる事項					
① 1 減失の場合は、指定書を添付すること。 2 訴損の場合は、写真又は見取図その他の毀損の状態を示す書類を添付すること。					
② 1 減失の場合は、指定書を添付すること。 2 訴損の場合は、写真又は見取図その他の毀損の状態を示す書類を添付すること。					

改 正 後			改 正 前		
三重県教育委員会 あて	所有者 氏名	年 月 日	三重県教育委員会 あて	所有者（管理責任者）住所 氏名	年 月 日
<p>三重県指定史跡（名勝、天然記念物）滅失（毀損、亡失、盜難）届出書</p> <p>下記のとおり滅失し（毀損し、亡失し、盜難され）たので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>種別、名称及び員数</p> <p>2 指定年月日</p> <p>3 所在の場所</p> <p>4 所有者氏名又は名称及び住所</p> <p>5 管理責任者がいる場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>6 滅失（毀損、亡失、盜難）の事実の生じた日時及び場所</p> <p>7 滅失（毀損、亡失、盜難）の事実の生じた当時における管理の状況</p> <p>8 滅失（毀損、亡失、盜難）の原因並びに、毀損の場合はその個所及び程度</p> <p>9 滅失（毀損、亡失、盜難）の事実を知った日</p> <p>10 今後どうする処置</p> <p>11 その他参考となる事項</p> <p>④ 写真又は見取図その他の滅失、毀損、亡失、盜難の状態を示す書類を添付すること。</p> <p>第8号様式その2（第27条関係）</p> <p>第8号様式その2（第27条関係）</p>					

改	正	後	改	正	前
第9号様式(第6条関係)			第9号様式(第6条関係)		
年	月	日	年	月	日
<u>二重県教育委員会</u> あて			<u>三重県教育委員会</u> 様		
所有者(管理責任者)住所 氏名(名称)			所有者(管理責任者)住所 氏名(名称)		
<p><b>三重県指定有形文化財所在の場所の変更届出書</b></p> <p>下記のとおり所在の場所を変更する(した)ので届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 種別、名称及び員数 2 指定書の記号番号 3 指定年月日 4 所在の場所 5 所有者の氏名又は名称及び住所 6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 7 変更しようとする場所、又は変更後の所在の場所 8 変更しようとする年月日 9 変更しようとする理由 10 変更前の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期 11 その他参考となる事項</p> <p>④ この届出には、指定書を添付すること。</p>					

第10号様式(第7条、第15条、第25条関係)		正	後	改	正	前
三重県教育委員会	あて	年	月	年	月	年
		申請者(管理責任者)住所 氏名(名称)		三重県教育委員会	あて	申請者(管理責任者)住所 氏名(名称)
三重県指定有形(有形民俗)文化財(史跡名勝天然記念物)現状変更許可申請書						
下記のとおり現状変更をしたいので申請します。						
記						
1	種別、名称及び員数	1	種別、名称及び員数			
2	指定書の記号番号	2	指定書の記号番号			
3	指定年月日	3	指定年月日			
4	所在の場所	4	所在の場所			
5	所有者の氏名又は名称及び住所	5	所有者の氏名又は名称及び住所			
6	管理責任者がいる場合は、その氏名又は名称及び住所	6	管理責任者がいる場合は、その氏名又は名称及び住所			
7	現状変更を必要とする理由	7	現状変更を必要とする理由			
8	施工者の氏名・住所及び略歴	8	施工者の氏名・住所及び略歴			
9	施工予定期間	9	施工予定期間			
10	現状変更に要する経費	10	現状変更に要する経費			
11	その他参考となる事項	11	その他参考となる事項			
添付書類						
1	現状変更の設計書(仕様書、積算書)	1	現状変更の設計書(仕様書、積算書)			
2	現状変更の設計図面	2	現状変更の設計図面			
3	現状変更しようとする個所の写真及び図面又は見取図	3	現状変更しようとする個所の写真及び図面又は見取図			
4	申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書	4	申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書			
(④)	1 史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。	1	史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。			
2	第15条第1項の準用規定による場合は、「申請書」を「届出書」、「申請します」を「届け出ます」と読み替えるものとする。	2	第15条第1項の準用規定による場合は、「申請書」を「届出書」、「申請します」を「届け出ます」と読み替えるものとする。			

改	正	後	改	正	前
第 11 号様式（第 7 条、第 15 条、第 25 条関係）			第 11 号様式（第 7 条、第 15 条、第 25 条関係）		
三重県教育委員会 あて	年 月 日	所有者（管理責任者）住所 氏名（名称）	三重県教育委員会 あて	所有者（管理責任者）住所 氏名（名称）	年 月 日
三重県指定有形（有形民俗）文化財（史跡名勝天然記念物）現状変更等終了報告書					
下記のとおり現状変更が終了したので報告します。					
記					
1 種別、名称及び員数	1 種別、名称及び員数				
2 指定書の記号番号	2 指定書の記号番号				
3 指定年月日	3 指定年月日				
4 所在の場所	4 所在の場所				
5 所有者の氏名又は名称及び住所	5 所有者の氏名又は名称及び住所				
6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所				
7 施工者の氏名	7 施工者の氏名				
8 施工終了年月日	8 施工終了年月日				
9 その他参考となる事項	9 その他参考となる事項				
④ 1 この報告書には、施工前後の写真を添付すること。 2 史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。					
⑤ 1 この報告書には、施工前後の写真を添付すること。 2 史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。					

改		正		後		改		正		前	
第12号様式(第9条、第15条、第25条関係)						第12号様式(第9条、第15条、第25条関係)					
三重県教育委員会	あて	所有者(管理団体)住所 氏名(名称)		年	月	三重県教育委員会	あて	所有者(管理団体)住所 氏名(名称)		年	月
三重県指定有形(有形民俗)文化財(史跡名勝天然記念物)修理届出書											
下記のとおり修理したいので届け出ます。											
記											
1	種別、名称及び員数	1	種別、名称及び員数								
2	指定書の記号番号	2	指定書の記号番号								
3	指定年月日	3	指定年月日								
4	所在の場所	4	所在の場所								
5	所有者の氏名又は名称及び住所	5	所有者の氏名又は名称及び住所								
6	管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	6	管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所								
7	修理を必要とする理由	7	修理を必要とする理由								
8	施工者の氏名、住所及び略歴	8	施工者の氏名、住所及び略歴								
9	施工予定期間	9	施工予定期間								
10	修理に要する経費	10	修理に要する経費								
11	その他参考となる事項	11	その他参考となる事項								
添付書類											
1	修理の設計書(仕様書、積算書)	1	修理の設計書(仕様書、積算書)								
2	修理の設計図面	2	修理の設計図面								
3	修理しようとする個所の写真又は見取図	3	修理しようとする個所の写真又は見取図								
4	届出書が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書	4	届出書が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書								
(四) 史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。											
下記のとおり修理したいので届け出ます。											
記											
1	種別、名称及び員数	1	種別、名称及び員数								
2	指定書の記号番号	2	指定書の記号番号								
3	指定年月日	3	指定年月日								
4	所在の場所	4	所在の場所								
5	所有者の氏名又は名称及び住所	5	所有者の氏名又は名称及び住所								
6	管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	6	管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所								
7	修理を必要とする理由	7	修理を必要とする理由								
8	施工者の氏名、住所及び略歴	8	施工者の氏名、住所及び略歴								
9	施工予定期間	9	施工予定期間								
10	修理に要する経費	10	修理に要する経費								
11	その他参考となる事項	11	その他参考となる事項								
添付書類											
1	修理の設計書(仕様書、積算書)	1	修理の設計書(仕様書、積算書)								
2	修理の設計図面	2	修理の設計図面								
3	修理しようとする個所の写真又は見取図	3	修理しようとする個所の写真又は見取図								
4	届出書が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書	4	届出書が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書								
(四) 史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。											

改	正	後	改	正	前
第13号様式(第11条関係)			第13号様式(第11条関係)		
年 <u>三重県教育委員会</u> 月 日	年 <u>あて</u> 月 日	所有者 (住所) (氏名)	年 <u>三重県教育委員会</u> 月 日	所有者 (住所) (氏名)	年 月 日
三重県指定有形文化財損失補償請求書					
下記のとおり損失の補償を請求します。 記					
種別、名称及び員数 指定書の記号番号 所在の場所 所有者の氏名又は名称及び住所 補償を受けようとする理由 補償金の額として希望する金額 補償金額算出の基礎 その他参考となる事項					
三重県指定有形文化財損失補償請求書					
下記のとおり損失の補償を請求します。 記					
1 種別、名称及び員数 2 指定書の記号番号 3 所在の場所 4 所有者の氏名又は名称及び住所 5 表示を受けようとする理由 6 表示金額として希望する金額 7 表示金額算出の基礎 8 その他参考となる事項					

改 正 後		改 正 前	
第14号様式その1 (第12条関係)			
三重県教育委員会 あて		三重県教育委員会 あて	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
申請者住所 氏名	申請者住所 氏名	申請者住所 氏名	申請者住所 氏名
三重県無形文化財指定申請書			
名 称 所在地	名 称 所在地	上記のものを、三重県文化財保護条例第22条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。	上記のものを、三重県文化財保護条例第22条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。
(別紙 奈能の部)	(別紙 奈能の部)	(別紙 奈能の部)	
1 名称	1 名称	1 名称	1 名称
2 芸能保持者の氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	2 芸能保持者の氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	2 所在地	2 所在地
3 芸能の由来 (過去における著名な芸能者の氏名及び時代等)	3 芸能の由来 (過去における著名な芸能者の氏名及び時代等)	3 奈能保持者の氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	3 奈能保持者の氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)
4 芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)	4 芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)	4 芸能の由来 (過去における著名な芸能者の氏名及び時代等)	4 芸能の由来 (過去における著名な芸能者の氏名及び時代等)
5 歌詞、唱えことば等	5 歌詞、唱えことば等	5 芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)	5 芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)
6 使用する楽器の種類及び数量	6 使用する楽器の種類及び数量	6 歌詞、唱えことば等	6 歌詞、唱えことば等
7 使用する楽器の種類及び数量	7 使用する楽器の種類及び数量	7 使用する楽器の種類及び数量	7 使用する楽器の種類及び数量
8 奈能を行う人の構成	8 奈能を行う人の構成	8 奈能を行う人の構成	8 奈能を行う人の構成
9 奈能を行う人の服装、持ち物	9 奈能を行う人の服装、持ち物	9 奈能を行う人の服装、持ち物	9 奈能を行う人の服装、持ち物
10 他の類似の芸能との関係又は特質	10 他の類似の芸能との関係又は特質	10 他の類似の芸能との関係又は特質	10 他の類似の芸能との関係又は特質
11 保存状況 (保存団体、後繼者等の有無、その他将来の見通しについて)	11 保存状況 (保存団体、後繼者等の有無、その他将来の見通しについて)	11 保存状況 (保存団体、後繼者等の有無、その他将来の見通しについて)	11 保存状況 (保存団体、後繼者等の有無、その他将来の見通しについて)
12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料	12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料	12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料	12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料
13 奈能保持者として適当な者の略歴	13 奈能保持者として適当な者の略歴	13 奈能保持者として適当な者の略歴	13 奈能保持者として適当な者の略歴
(1) 氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	(1) 氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	(1) 氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	(1) 氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)
(2) 生年月日 (団体の場合は設立年月日)	(2) 生年月日 (団体の場合は設立年月日)	(2) 生年月日 (団体の場合は設立年月日)	(2) 生年月日 (団体の場合は設立年月日)
(3) 現住所 (団体の場合はその所在地)	(3) 現住所 (団体の場合はその所在地)	(3) 現住所 (団体の場合はその所在地)	(3) 現住所 (団体の場合はその所在地)
(4) 職業 (当該技術以外の職業)	(4) 職業 (当該技術以外の職業)	(4) 職業 (当該技術以外の職業)	(4) 職業 (当該技術以外の職業)
(5) 認定を受けようとする者の経歴 (団体の場合には個々人の経歴)	(5) 認定を受けようとする者の経歴 (団体の場合には個々人の経歴)	(5) 認定を受けようとする者の経歴 (団体の場合には個々人の経歴)	(5) 認定を受けようとする者の経歴 (団体の場合には個々人の経歴)
認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数	認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数	認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数	認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
師匠の氏名	師匠の氏名	師匠の氏名	師匠の氏名
芸名・雅号等 (世襲の場合は、その旨説明)	芸名・雅号等 (世襲の場合は、その旨説明)	芸名・雅号等 (世襲の場合は、その旨説明)	芸名・雅号等 (世襲の場合は、その旨説明)
現在までに養成した弟子の有無	現在までに養成した弟子の有無	現在までに養成した弟子の有無	現在までに養成した弟子の有無
現在までに全国的に又は全般的に発表したことの有無 (受賞したことがある場合は、その年月日及び発表演目等について)	現在までに全国的に又は全般的に発表したことの有無 (受賞したことがある場合は、その年月日及び発表演目等について)	現在までに全国的に又は全般的に発表したことの有無 (受賞したことがある場合は、その年月日及び発表演目等について)	現在までに全国的に又は全般的に発表したことの有無 (受賞したことがある場合は、その年月日及び発表演目等について)

改	正	後	改	正	前	
<p>添付資料 実情を示す写真</p> <p>(別紙 工芸技術の部)</p> <p>1 名称 2 所在地 3 工芸技術の保持者として適当な者の氏名 (団体の場合には団体名及び代表者氏名) 4 技術の沿革 5 技術の内容 (1) 材料 (2) 用具 (3) 設備 (4) 工程 6 他の類似の技術との関係又は特質 7 過去における著名な技術者の氏名及び時代 8 保存状況 (保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて) 9 当該技術の製品と地方文化産業との関連 10 当該技術に関する文献又は参考となる資料 11 工芸技術保持者として適当な者の略歴 (団体の場合には団体の略歴) (1) 氏名 (団体名及び代表者氏名) (2) 生年月日 (団体の場合には代表者の生年月日) (3) 現住所 (4) 職業 (当該技術以外の職業) (5) 認定を受けようとする者の経歴 (団体の場合には個々人の経歴) イ 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数 ロ 師匠の氏名 ハ 雅号等 (世襲の場合には、その旨説明) ニ 現在までに養成した弟子の有無 ホ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無 (受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について)</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p>			<p>添付資料 実情を示す写真</p> <p>(別紙 工芸技術の部)</p> <p>1 名称 2 所在地 3 工芸技術の保持者として適当な者の氏名 (団体の場合には団体名及び代表者氏名) 4 技術の沿革 5 技術の内容 (1) 材料 (2) 用具 (3) 設備 (4) 工程 6 他の類似の技術との関係又は特質 7 過去における著名な技術者の氏名及び時代 8 保存状況 (保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて) 9 当該技術の製品と地方文化産業との関連 10 当該技術に関する文献又は参考となる資料 11 工芸技術保持者として適当な者の略歴 (団体の場合には団体の略歴) (1) 氏名 (団体名及び代表者氏名) (2) 生年月日 (団体の場合には代表者の生年月日) (3) 現住所 (4) 職業 (当該技術以外の職業) (5) 認定を受けようとする者の経歴 (団体の場合には個々人の経歴) イ 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数 ロ 師匠の氏名 ハ 雅号等 (世襲の場合には、その旨説明) ニ 現在までに養成した弟子の有無 ホ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無 (受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について)</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p>			

改		正		後		改		正		前	
第14号様式その2 (第16条関係)						第14号様式その2 (第16条関係)					
二重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県文化財保護条例第27条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。		上記のものを、三重県文化財保護条例第27条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。	
名 称		申請者住所 三重県無形民俗文化財指定申請書		名称		申請者住所 三重県無形民俗文化財指定申請書		名称		申請者住所 三重県無形民俗文化財指定申請書	
所在地		氏名 (名称)		所在地		氏名 (名称)		所在地		氏名 (名称)	
1 名称		2 所在地		3 民俗芸能の由来		4 奈能開始前及び終了後の行事		5 民俗芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)		6 歌詞、唱えことば等	
2 所在地		3 民俗芸能の由来		4 奈能開始前及び終了後の行事		5 民俗芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)		6 歌詞、唱えことば等		7 使用する楽器の種類及び数量	
3 民俗芸能の由来		5 民俗芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)		6 歌詞、唱えことば等		7 使用する楽器の種類及び数量		8 民俗芸能を行う人の構成		9 民俗芸能を行う人の服装、持ち物	
4 奈能開始前及び終了後の行事		7 使用する楽器の種類及び数量		8 民俗芸能を行う人の構成		9 民俗芸能を行う人の服装、持ち物		10 他の類似の芸能との関係又は特質		11 保存状況 (保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)	
5 民俗芸能の次第 (芸能が開始されて終了するまでの順序)		8 民俗芸能を行う人の構成		9 民俗芸能を行う人の服装、持ち物		10 他の類似の芸能との関係又は特質		11 保存状況 (保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)		12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料	
6 歌詞、唱えことば等		9 民俗芸能を行う人の服装、持ち物		10 他の類似の芸能との関係又は特質		12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料		13 認定を受けようとしている保持団体の略歴		13 認定を受けようとしている保持団体の略歴	
7 使用する楽器の種類及び数量		10 他の類似の芸能との関係又は特質		13 認定を受けようとしている保持団体の略歴		13 認定を受けようとしている保持団体の略歴		(1) 名称		(1) 名称	
8 民俗芸能を行う人の構成		11 保存状況 (保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)		(1) 名称		(2) 代表者氏名		(2) 代表者氏名		(2) 代表者氏名	
9 民俗芸能を行う人の服装、持ち物		12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料		(2) 代表者氏名		(3) 設立年月日		(3) 設立年月日		(3) 設立年月日	
10 他の類似の芸能との関係又は特質		13 認定を受けようとしている保持団体の略歴		(3) 設立年月日		(4) 所在地		(4) 所在地		(4) 所在地	
11 保存状況 (保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)		14 風俗慣習、年中行事の次第 (開始されて終了するまでの順序)		(4) 所在地		(5) 活動状況		(5) 活動状況		(5) 活動状況	
12 当該芸能に関する文献又は参考となる資料		15 歌詞、唱えことば等		(5) 活動状況		添付資料		添付資料		実情を示す写真	
13 認定を受けようとしている保持団体の略歴		16 実情を示す写真		添付資料		添付資料		添付資料		実情を示す写真	
名称		別紙 風俗慣習、年中行事の部		名称		別紙 風俗慣習、年中行事の部		名称		別紙 風俗慣習、年中行事の部	
1 名称		2 時期及び場所		3 風俗慣習、年中行事の由来		4 風俗慣習、年中行事の次第 (開始されて終了するまでの順序)		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等	
2 時期及び場所		3 風俗慣習、年中行事の由来		4 風俗慣習、年中行事の次第 (開始されて終了するまでの順序)		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等	
3 風俗慣習、年中行事の由来		4 風俗慣習、年中行事の次第 (開始されて終了するまでの順序)		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等	
4 風俗慣習、年中行事の次第 (開始されて終了するまでの順序)		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等	
5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等		5 歌詞、唱えことば等	

改	正	後	改	正、前
<p>6 使用する楽器の種類及び数量</p> <p>7 風俗慣習、年中行事を行いう人の構成 風俗慣習、年中行事を行いう人の服装、持ち物</p> <p>8 他の類似の風俗慣習、年中行事との関係又は特質</p> <p>9 保存状況(保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)</p> <p>10 当該風俗慣習、年中行事に関する文献又は参考となる資料</p> <p>11 認定を受けようとしている保持団体の略歴</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 代表者氏名</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 所在地</p> <p>(5) 活動状況</p> <p>添付資料</p> <p>実情を示す写真</p>	<p>6 使用する楽器の種類及び数量</p> <p>7 風俗慣習、年中行事を行いう人の構成 風俗慣習、年中行事を行いう人の服装、持ち物</p> <p>8 他の類似の風俗慣習、年中行事との関係又は特質</p> <p>9 保存状況(保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)</p> <p>10 当該風俗慣習、年中行事に関する文献又は参考となる資料</p> <p>11 認定を受けようとしている保持団体の略歴</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 代表者氏名</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 所在地</p> <p>(5) 活動状況</p> <p>添付資料</p> <p>実情を示す写真</p>	<p>6 使用する楽器の種類及び数量</p> <p>7 風俗慣習、年中行事を行いう人の構成 風俗慣習、年中行事を行いう人の服装、持ち物</p> <p>8 他の類似の風俗慣習、年中行事との関係又は特質</p> <p>9 保存状況(保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)</p> <p>10 当該風俗慣習、年中行事に関する文献又は参考となる資料</p> <p>11 認定を受けようとしている保持団体の略歴</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 代表者氏名</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 所在地</p> <p>(5) 活動状況</p> <p>添付資料</p> <p>実情を示す写真</p>	<p>6 使用する楽器の種類及び数量</p> <p>7 風俗慣習、年中行事を行いう人の構成 風俗慣習、年中行事を行いう人の服装、持ち物</p> <p>8 他の類似の風俗慣習、年中行事との関係又は特質</p> <p>9 保存状況(保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)</p> <p>10 当該風俗慣習、年中行事に関する文献又は参考となる資料</p> <p>11 認定を受けようとしている保持団体の略歴</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 代表者氏名</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 所在地</p> <p>(5) 活動状況</p> <p>添付資料</p> <p>実情を示す写真</p>	<p>6 使用する楽器の種類及び数量</p> <p>7 風俗慣習、年中行事を行いう人の構成 風俗慣習、年中行事を行いう人の服装、持ち物</p> <p>8 他の類似の風俗慣習、年中行事との関係又は特質</p> <p>9 保存状況(保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて)</p> <p>10 当該風俗慣習、年中行事に関する文献又は参考となる資料</p> <p>11 認定を受けようとしている保持団体の略歴</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 代表者氏名</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 所在地</p> <p>(5) 活動状況</p> <p>添付資料</p> <p>実情を示す写真</p>

改		正		後		改		前	
第14号様式その3 (第33条関係)						第14号様式その3 (第33条関係)			
三重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県教育委員会 あて	
申請者住所 氏名(名称)		申請者住所 氏名(名称)		申請者住所 氏名(名称)		申請者住所 氏名(名称)		申請者住所 氏名(名称)	
<p style="text-align: center;">三重県選定保存技術選定申請書</p> <p>名称 所在の場所 上記のものを、三重県文化財保護条例第44条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。</p> <p>(別紙)</p> <p>1 名称 2 所在地 3 保存技術の沿革 4 保存技術の内容 (1) 材料 (2) 用具 (3) 設備 (4) 工程 5 他の類似の保存技術との関係又は特質 6 過去における著名な技術者の氏名及び時代 7 保存状況(保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて) 8 当該保存技術の製品と地方文化産業との関連 9 当該保存技術に関する文献又は参考となる資料 10 認定を受けようとしている保存団体の略歴 (1) 名称 (2) 代表者氏名 (3) 設立年月日 (4) 所在地 (5) 活動状況</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p> <p>添付資料 実情を示す写真</p>									

改 正	後	改 正	前
第 16 号様式（第 14 条関係）		第 16 号様式（第 14 条関係）	
三重県教育委員会	あて	三重県教育委員会	あて
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保持者（保持団体又は保持者相続人）住所 保持団体 保持者（又は保持者相続人）氏名 保持団体の場合は代表者氏名	保持者（保持団体又は保持者相続人）住所 保持団体 保持者（又は保持者相続人）氏名 保持団体の場合は代表者氏名	保持者（保持団体又は保持者相続人）住所 保持団体 保持者（又は保持者相続人）氏名 保持団体の場合は代表者氏名	保持者（保持団体又は保持者相続人）住所 保持団体 保持者（又は保持者相続人）氏名 保持団体の場合は代表者氏名
三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書 下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、解散）したので届け出ます。 記	三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書 下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、解散）したので届け出ます。 記	三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書 下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、解散）したので届け出ます。 記	三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書 下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、解散）したので届け出ます。 記
1 種別及び名称 2 認定書の記号番号 3 保持者（保持団体）の氏名（名称）及び住所 4 故障（死亡、解散）した年月日 5 故障（解散）した状況又は理由 6 その他参考となる事項			
⑥ 1 死亡、解散したときは認定書を添付すること（第 33 条の適用規定による場合を除く）。 2 届出の事由が保持者死亡の場合、届出者は相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式は任意とする）。			

改		正		後		改		正		前			
第17号様式(第17条関係)						第17号様式(第17条関係)							
三重県教育委員会		あて		年月日		三重県教育委員会		あて		年月日			
申請者住所		申請者住所		申請者住所		申請者住所		申請者住所		申請者住所			
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名			
④													
三重県史跡名勝天然記念物指定申請書													
名称 所在の場所 上記のものを、三重県文化財保護条例第35条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。													
(別紙 史跡の部)													
1 種別	2 名称	3 所在地 (地番、地目、地種)	4 所有者の氏名又は名称及び住所	5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地	6 現状 (形式、形状、規模、構成及び出土遺物等)	7 史実	8 その他参考となる事項 (伝説、伝承等)	1 実情を示す写真	2 史跡の見取図又は配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料		
添付資料													
1 実情を示す写真	2 史跡の見取図又は配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料	添付資料	1 実情を示す写真	2 史跡の見取図又は配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料	添付資料	1 実情を示す写真	2 史跡の見取図又は配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料
(別紙 名勝の部)	1 種別	2 名称	3 所在地 (地番、地目、地種)	4 所有者の氏名又は名称及び住所	5 管理団体のある場合は、その名称及び所在地	6 風致、景観の度合及び特徴	7 その他参考となる事項	1 実情を示す写真	2 名勝地構成物件の地域図、配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料		
添付資料													
1 実情を示す写真	2 名勝地構成物件の地域図、配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料	添付資料	1 実情を示す写真	2 史跡の見取図又は配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料	添付資料	1 実情を示す写真	2 史跡の見取図又は配置図	3 地籍図	4 その他参考となる資料

改	正	後	改	正	前
(別紙 天然記念物動物の部)			(別紙 天然記念物植物の部)		
1 名称 (動物又は脊椎地・渡来地等)			1 名称 (動物又は脊椎地・渡來地等)		
2 生息地 (地番、地目、地種)			2 生息地 (地番、地目、地種)		
3 所有者の氏名又は名称及び住所			3 所有者の氏名又は名称及び住所		
4 管理団体のある場合は、その名称及び住所			4 管理団体のある場合は、その名称及び住所		
5 生息地及び周辺の状況			5 生息地及び周辺の状況		
6 生態 (形態、生息数、習性、營巣状態、食餌、動植物等の状態)			6 生態 (形態、生息数、習性、營巣状態、食餌、動植物等の状態)		
7 その他参考となる事項			7 その他参考となる事項		
添付資料			添付資料		
1 実情を示す写真			1 実情を示す写真		
2 生息地内における営巣地域、遊牧地域、採餌個所等の配置図			2 生息地内における営巣地域、遊牧地域、採餌個所等の配置図		
3 地籍図			3 地籍図		
4 その他参考となる資料			4 その他参考となる資料		
(別紙 天然記念物植物の部)			(別紙 天然記念物植物の部)		
1 名称 (植物又は植物の自生地、群落、植物の分布の限界地等)			1 名称 (植物又は植物の自生地、群落、植物の分布の限界地等)		
2 自生地 (地番、地目、地種)			2 自生地 (地番、地目、地種)		
3 所有者の氏名又は名称及び住所			3 所有者の氏名又は名称及び住所		
4 管理団体のある場合は、その名称及び住所			4 管理団体のある場合は、その名称及び住所		
5 現状 (自生地、群落、植物の分布の限界地等、地域を対象とする場合は、一般的の生育状況。巨樹、奇形木、珍奇木等の場合には、その形状、樹勢等)			5 現状 (自生地、群落、植物の分布の限界地等、地域を対象とする場合は、一般的の生育状況。巨樹、奇形木、珍奇木等の場合には、その形状、樹勢等)		
6 その他参考となる事項			6 その他参考となる事項		
添付資料			添付資料		
1 実情を示す写真			1 実情を示す写真		
2 分布の地籍図			2 分布の地籍図		
3 その他参考となる資料			3 その他参考となる資料		
(別紙 天然記念物地質、鉱物の部)			(別紙 天然記念物地質、鉱物の部)		
1 名称			1 名称		
2 所在地 (地番、地目、地種)			2 所在地 (地番、地目、地種)		
3 所有者の氏名又は名称及び住所			3 所有者の氏名又は名称及び住所		
4 管理団体のある場合は、その名称及び住所			4 管理団体のある場合は、その名称及び住所		
5 現状			5 現状		
6 その他参考となる事項			6 その他参考となる事項		
添付資料			添付資料		
1 実情を示す写真			1 実情を示す写真		
2 地域の地籍図			2 地域の地籍図		
3 その他参考となる資料			3 その他参考となる資料		

第18号様式 (第24条関係)		第18号様式 (第24条関係)	
改 正	後	前	改 正
三重県教育委員会 あて		三重県教育委員会 あて	
年	月	年	月
所有者 (管理団体) 住所 氏名		所有者 (管理団体) 住所 氏名	
三重県指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書			
下記のとおり所在等が異動したので届け出ます。			
記			
種別、名称及び員数			
1	指定書の記号番号	2	指定書の記号番号
3	指定年月日	3	指定年月日
4	所有者の氏名又は名称及び住所	4	所有者の氏名又は名称及び住所
5	管理団体のある場合は、その名称及び所在地	5	管理団体のある場合は、その名称及び所在地
6	異動前の土地の所在 (地番、地目、地積)	6	異動前の土地の所在 (地番、地目、地積)
7	異動後の土地の所在 (地番、地目、地積)	7	異動後の土地の所在 (地番、地目、地積)
8	異動の理由	8	異動の理由
9	その他参考となる事項	9	その他参考となる事項

三重県指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書

下記のとおり所在等が異動したので届け出ます。

記

三重県指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書

下記のとおり所在等が異動したので届け出ます。

記

改	正	後	改	正	前
第 19 号様式 (第 28 条関係)			第 19 号様式 (第 28 条関係)		
三重県教育委員会	あて	年 月 日	三重県教育委員会	あて	年 月 日
三重県天然記念物紀州犬登録申請書 下記の紀州犬を、三重県文化財保護条例第 41 条第 1 項の規定により、登録するよう申請します。			三重県天然記念物紀州犬登録申請書 下記の紀州犬を、三重県文化財保護条例第 41 条第 1 項の規定により、登録するよう申請します。		
1 大名及び性別 2 生年月日 3 産地 4 血統	記	1 大名及び性別 2 生年月日 3 産地 4 血統	記	1 父号 2 母号 3 祖父号 4 祖母号	1 父号 2 母号 3 祖父号 4 祖母号
5 毛色及び尾型 6 肩高及び体重 7 特徵 8 飼育場所 9 所有者の氏名又は名称及び住所 10 その他参考となる事項		5 毛色及び尾型 6 肩高及び体重 7 特徵 8 飼育場所 9 所有者の氏名又は名称及び住所 10 その他参考となる事項		5 毛色及び尾型 6 肩高及び体重 7 特徵 8 飼育場所 9 所有者の氏名又は名称及び住所 10 その他参考となる事項	
申請者住所 氏名	申請者住所 氏名	申請者住所 氏名	申請者住所 氏名	申請者住所 氏名	申請者住所 氏名

改 正		後		改 正		前	
第20号様式(第28条関係)				第20号様式(第28条関係)			
三重県教育委員会 あて		年 月 日		三重県教育委員会 あて		年 月 日	
申請者住所 氏名				申請者住所 氏名			
三重県天然記念物日本鶴登録申請書							
下記の日本鶴を、三重県文化財保護条例第41条第1項の規定により、登録するよう申請します。							
1 鶴種、内種及び性別 2 ふ化年月日 3 産地 4 体重 5 特徴 6 飼育場所 7 所有者の氏名又は名称及び住所 8 その他参考となる事項							
三重県天然記念物日本鶴登録申請書							
三重県教育委員会 あて							
申請者住所 氏名							
年 月 日							
申請者住所 氏名							
年 月 日							

改	正	後	改	正	前
第 23 号様式 (第 32 条関係)			第 23 号様式 (第 32 条関係)		
三重県教育委員会 あて		年 月 日	三重県教育委員会 様	年 月 日	三重県優良紀州犬 (日本鶴) 所有者変更届出書
		旧所有者住所 氏名 新所有者住所 氏名			旧所有者住所 氏名 新所有者住所 氏名
下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。			下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。		
記			記		
1 登録番号	2 登録年月日	3 大名 (飼種及び内種)	4 性別	5 生 (ふし) 年月日	6 旧所有者の氏名又は名称及び住所
6 新所有者の氏名又は名称及び住所	7 新所有者の氏名又は名称及び住所	8 変更年月日	9 変更の理由	10 その他参考となる事項	11 この届出には、登録証書を添付すること。
			④ この届出には、登録証書を添付すること。		

改		正		後		改		正		前	
第24号様式(第32条関係)						第24号様式(第32条関係)					
<u>三重県教育委員会</u> あて		年 月 日		年 月 日		<u>三重県教育委員会</u> 様		年 月 日		年 月 日	
三重県優良紀州犬(日本鶴) 病気(悪癖、へい死、所在不明) 届出書		所有者住所 氏名		三重県優良紀州犬(日本鶴) 病気(悪癖、へい死、所在不明) 届出書		所有者住所 氏名		三重県優良紀州犬(日本鶴) 病気(悪癖、へい死、所在不明) 届出書		三重県優良紀州犬(日本鶴) 病気(悪癖、へい死、所在不明) 届出書	
下記のとおり全治の見込みのない病気(悪癖、へい死、所在不明)になつたので届け出ます。											
記											
1 登録番号	2 登録年月日	3 大名(種類及び内種)	4 性別	5 生(ふ化)年月日	6 病気(悪癖、へい死、所在不明)になつた日時	7 病気(悪癖、へい死、所在不明)になつた当時の管理状況	8 病気(悪癖、へい死、所在不明)になつた理由	9 病気(悪癖)の全治の見込み	10 その他参考となる事項	11 その他参考となる事項	12 その他参考となる事項
記											
下記のとおり全治の見込みのない病気(悪癖、へい死、所在不明)になつたので届け出ます。											
記											
1 登録番号	2 登録年月日	3 大名(種類及び内種)	4 性別	5 生(ふ化)年月日	6 病気(悪癖、へい死、所在不明)になつた日時	7 病気(悪癖、へい死、所在不明)になつた当時の管理状況	8 病気(悪癖、へい死、所在不明)になつた理由	9 病気(悪癖)の全治の見込み	10 その他参考となる事項	11 この届出には、登録証書を添付すること。	12 ④ この届出には、登録証書を添付すること。
記											

改 正	後	改 正	前
第25号様式（第6条の2関係）		第25号様式（第6条の2関係）	
三重県教育委員会 あて	年 月 日 住 所 施設の名称 施設長氏名	三重県教育委員会 様	年 月 日 住 所 施設の名称 施設長氏名
三重県文化財保護条例施行規則第6条の2 第1項の規定により、県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開施設の承認について申請します。		三重県文化財保護条例施行規則第6条の2 第1項の規定により、県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開施設の承認について申請します。	
<p>（添付書類）</p> <p>1 博物館等の施設の設置に関する規約      2 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類      3 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類      4 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類      5 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類      6 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況を記載した書類      7 申請前5年間に行った県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開状況を示した書類      8 その他参考となる書類</p>		<p>（添付書類）</p> <p>1 博物館等の施設の設置に関する規約      2 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類      3 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類      4 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類      5 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類      6 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況を記載した書類      7 申請前5年間に行った県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開状況を示した書類      8 その他参考となる書類</p> <p>ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第5号に掲げる書類の添付を省略することができます。</p>	

改		正		後		改		正		前	
第26号様式 (第6条の3関係)											
<u>三重県教育委員会</u> あて		年	月	日		<u>三重県教育委員会</u> 様	年	月	日		
		住 所	施設の名称	施設長氏名		住 所	施設の名称	施設長氏名		印	
<p>県指定有形文化財 (県指定有形民俗文化財) 公開届出書</p> <p>下記のとおり県指定有形文化財 (県指定有形民俗文化財) を公開したので、三重県文化財保護条例施行規則第6条の3の規定により届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 県指定有形文化財 (県指定有形民俗文化財) の名称及び員数 2 指定年月日 3 県指定有形文化財 (県指定有形民俗文化財) の所在の場所 4 所有者の氏名又は名称及び住所 5 博物館等の名称及び所在地並びに教育委員会教育長の承認を受けた年月日 6 展覧会の名称及び主催者 7 公開の期間 8 公開の期間中における管理状況</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 県指定有形文化財 (県指定有形民俗文化財) の公開状況を示した書類 2 その他参考となる書類</p> <p>1 県指定有形文化財 (県指定有形民俗文化財) の公開状況を示した書類 2 その他参考となる書類</p>											

改	正	後	改	正	前
第 27 号様式（第 34 条関係）			第 27 号様式（第 34 条関係）		
三重県教育委員会教育長 あて	年 月 日	住 所 氏 名	三重県教育委員会教育長 様	年 月 日	住 所 氏 名
周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書			周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく、三重県文化財保護条例（昭和 32 年条例第 72 号）第 48 条第 1 項の規定により、別記 1 の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり届け出ます。		
別 記 1			別 記 1		
1 土木工事をしようとする土地の所在及び番地	1 土木工事をしようとする土地の所在及び番地	2 土木工事をしようとする土地の面積	2 土木工事をしようとする土地の面積	3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所	3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
2 土木工事をしようとする土地の面積	2 土木工事をしようとする土地の面積	4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状	4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状	5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要	5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所	3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所	6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）	6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）	7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所	7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状	4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状	7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所	7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所	8 当該土木工事等の着手予定期	8 当該土木工事等の着手予定期
5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要	5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要	8 当該土木工事等の着手予定期	8 当該土木工事等の着手予定期	9 当該土木工事等の終了の予定期	9 当該土木工事等の終了の予定期
6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）	6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）	10 その他参考となるべき事項	10 その他参考となるべき事項	【添付書類】 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面	
別記 2（省略）			別記 2（省略）		

改 正		後		改 正		前	
第28号様式(第34条関係)				第28号様式(第34条関係)			
三重県教育委員会教育長 あて		年 月 日		三重県教育委員会教育長 様		年 月 日	
住所 氏名		周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書		住所 氏名		周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく、三重県文化財保護条例(昭和32年条例第72号)第48条第1項の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり通知します。	
				別記 1		別記 1	
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木工事をしようとする土地の所在及び面積</li> <li>2 土木工事をしようとする土地の面積</li> <li>3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>4 土木工事をしようとする土地に係る歴史的種類、員数及び名称並びに現状</li> <li>5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要</li> <li>6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地))</li> <li>7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所</li> <li>8 当該土木工事等の着手予定期</li> <li>9 当該土木工事等の終了の予定期</li> <li>10 その他参考となるべき事項</li> </ol> <p>【添付書類】 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面</p>			
						別記2 (省略)	

改	正	後	改	正	前
第 29 号様式 (第 36 条関係) 出 土 品 譲 与 申 請 書			第 29 号様式 (第 36 条関係) 出 土 品 譲 与 申 請 書		
三重県教育委員会教育長 あて (三重県文化財保護条例第 50 条第 3 項による譲与の場合) ○○市町長名			三重県教育委員会教育長 あて (三重県文化財保護条例第 50 条第 3 項による譲与の場合) ○○市町長名		
年 月 日			年 月 日		
1 譲与申請出土地 (1) 品名・数量 (2) 発見の場所・遺跡名、発見の年月日 (3) 発見者の氏名・住所 (4) 発見された土地の所有者の氏名・住所 (5) 文化財として認定された年月日			1 譲与申請出土地 (1) 品名・数量 (2) 発見の場所・遺跡名、発見の年月日 (3) 発見者の氏名・住所 (4) 発見された土地の所有者の氏名・住所 (5) 文化財として認定された年月日		
2 譲与申請の理由・譲与後の取扱い (1) 譲与申請の理由 (2) 譲与後に保管する場所・施設及び保管方法 (3) 保管責任者となる者の氏名・役職・連絡先 (4) その他参考となるべき事項			2 譲与申請の理由・譲与後の取扱い (1) 譲与申請の理由 (2) 譲与後に保管する場所・施設及び保管方法 (3) 保管責任者となる者の氏名・役職・連絡先 (4) その他参考となるべき事項		
※ 添付書類等 ① 文化財保護法第 101 条による警察署長の提出書の写 ② 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料 ③ 三重県文化財保護条例第 50 条第 3 項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面 ④ 三重県文化財保護条例第 50 条第 1 項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が保存・活用のための施設等を有しないときは、譲与後にそれらの施設等を有する者に寄託する等により適切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面 (別添様式参照)			※ 添付書類等 ① 文化財保護法第 101 条による警察署長の提出書の写 ② 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料 ③ 三重県文化財保護条例第 50 条第 3 項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面 ④ 三重県文化財保護条例第 50 条第 1 項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が保存・活用のための施設等を有しないときは、譲与後にそれらの施設等を有する者に寄託する等により適切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面 (別添様式参照)		
三重県文化財保護条例第 50 条(第 3 項・第 1 項)の規定により、下記 1 の出土文化財を下記 2 によって譲与を受けたいので申請します。 記			三重県文化財保護条例第 50 条(第 3 項・第 1 項)の規定により、下記 1 の出土文化財を下記 2 によって譲与を受けたいので申請します。 記		

	改	正	後		改	正	前
別添様式	出土品の保存・活用についての了解書			別添様式	出土品の保存・活用についての了解書		
	年	月	日	年	月	日	
	発見者 発見地の土地所有者 譲与後当該出土品の寄託を受けて 保存・活用する者			発見者 発見地の土地所有者 譲与後当該出土品の寄託を受けて 保存・活用する者			
	下記1の出土文化財を下記2のとおり「 保存・活用を行うことを了解します。			下記1の出土文化財を下記2のとおり「 保存・活用を行うことを了解します。			
	記			記			
1	出土品の名称等			1	出土品の名称等		
	(1)	出土品の名称			(1)	出土品の名称	
	(2)	発見地			(2)	発見地	
	(3)	発見年月日			(3)	発見年月日	
2	保存・活用の方法			2	保存・活用の方法		
	(1) 寄託等を受けて保存・活用を行う者の氏名・住所 [機関の名称・代表者名・所在 地]				(1) 寄託等を受けて保存・活用を行う者の氏名・住所 [機関の名称・代表者名・所在 地]		
	(2) 保存・活用を行う施設の名称・所在地、規模・構造の概要				(2) 保存・活用を行う施設の名称・所在地、規模・構造の概要		
	(3) 保存・活用の方法等の概要				(3) 保存・活用の方法等の概要		

改 正	後	改 正	前
<p>第30号様式その1 (第11条の2、第14条の2 関係)</p> <p>三重県指定有形（無形）文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称</p> <p>三重県文化財保護条例第21条の2第1項 (第26条の3第1項) の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。</p> <p>(備考) 申請者が法人である場合には、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。</p>	<p>第30号様式その1 (第11条の2、第14条の2 関係)</p> <p>三重県指定有形（無形）文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称</p> <p>三重県文化財保護条例第21条の2第1項 (第26条の3第1項) の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。</p> <p>(備考) 申請者が法人である場合には、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。</p>	<p>第30号様式その1 (第11条の2、第14条の2 関係)</p> <p>三重県指定有形（無形）文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称</p> <p>三重県文化財保護条例第21条の2第1項 (第26条の3第1項) の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。</p> <p>(備考) 申請者が法人である場合には、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。</p>	<p>第30号様式その1 (第11条の2、第14条の2 関係)</p> <p>三重県指定有形（無形）文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称</p> <p>三重県文化財保護条例第21条の2第1項 (第26条の3第1項) の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。</p> <p>(備考) 申請者が法人である場合には、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。</p>

改 正	後	改 正	前
第30号様式その2 (第15条、第16条の2関係)		第30号様式その2 (第15条、第16条の2関係)	
三重県指定有形民俗 (無形民俗) 文化財保存活用計画に係る認定申請書 年 月 日 三重県教育委員会教育長 あて	三重県指定有形民俗 (無形民俗) 文化財保存活用計画に係る認定申請書 年 月 日 三重県教育委員会教育長 あて	三重県文化財保護条例第33条の2第1項 (第33条の2第2項) の規定に基づき、別紙 の計画について認定を申請します。	三重県文化財保護条例第33条の2第1項 (第33条の2第2項) の規定に基づき、別紙 の計画について認定を申請します。

(備考)

申請者が法人である場合には、「氏名又は名稱」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

改	正	後	改	正	前
第30号様式その3 (第27条の2関係) 三重県指定史跡 (名勝、天然記念物) 文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて	第30号様式その3 (第27条の2関係) 三重県指定史跡 (名勝、天然記念物) 文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて		第30号様式その3 (第27条の2関係) 三重県指定史跡 (名勝、天然記念物) 文化財保存活用計画に係る認定申請書 三重県教育委員会教育長 あて	申請者 住 所 氏名又は名称	申請者 住 所 氏名又は名称 印

三重県文化財保護条例第40条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(備考) 申請者が法人である場合には、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。  
申請者が法人である場合には、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

報告 1

三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン  
(第二期)」(案)について

三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」(案)  
について、別紙のとおり報告する。

令和3年3月11日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進  
アクションプラン（第二期）」（案）について

令和3年3月11日  
教職員課

1 第二期プランの概要

(1) 計画の策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成28年3月に策定した特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン」（以下「プラン」という。）が、今年度で最終年度を迎えることから、新たな計画として第二期プランを策定します。

(2) 計画の対象

県立学校の教職員、小中学校の県費負担教職員、県教育委員会事務局職員

(3) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 第二期プランの目標【計画 P3】

職業生活に関する機会の提供（以下「機会の提供」という。）に関する目標と、職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備（以下「勤務環境の整備」という。）に関する目標を、それぞれ次のとおり定めます。

(1) 管理職における女性職員の割合 30%

※現行プランでは目標20%、現状値（令和2年5月1日時点）22.3%

(2) 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数 15日

※第二期プランで新たに設定、現状値（令和元年度）12.1日

3 女性活躍の現状と課題【計画 P4】

現状値や令和2年12月に小中学校および県立学校の教職員と県教育委員会事務局職員を対象に実施したアンケートの結果等により、県教育委員会における女性活躍の現状や課題を把握・分析しました。主な課題等は以下のとおりです。

(1) 機会の提供に関する現状と課題

令和2年度の新規採用教員における女性の割合は、51.0%となっていますが、教員採用選考試験申込者における女性の割合は、40.8%で減少傾向にあることから、より積極的な広報が必要です。

令和2年度の女性管理職の割合は、県教育委員会全体で22.3%となっており、現行プランの目標を達成しましたが、公立学校においては、小学校の29.5%に対して、中学校で11.4%、県立学校で13.1%となっており、校種によって差があることから、中学校および県立学校において、積極的な登用を図る必要があります。

## (2) 勤務環境の整備に関する現状と課題

令和元年度の年次有給休暇の平均取得日数は12.1日で、近年はほぼ横ばいのまま推移しており、時間外勤務（時間外労働）時間についても、役職によっては月45時間を超えている状況が見受けられることから、長時間勤務を是正し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組の強化が必要です。

令和元年度の男性職員の妻の出産および育児参加のための休暇の取得率は、県立学校で69.9%、県教育委員会事務局では100%となっており、一定取得が進んでいますが、男性職員の育児休業の取得率は、全体で4.1%にとどまっていることから、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の強化が必要です。

## 4 具体的な取組【計画 P14】

### (1) 機会の提供（採用・配置・育成・登用）

- ・教員採用選考試験の実施方法や応募要件等の継続的な見直し
- ・主幹教諭・指導教諭への登用等による、組織のマネジメントや職員の指導・育成等についての知識や能力を習得するための機会の提供
- ・所属長による育児休業等の取得計画や職場復帰後の支援等についての早期面談の実施、および育児や介護など職員の状況に配慮した業務の割り振り
- ・女性職員の意欲と能力を重視した管理職への積極的な登用、および校種にとらわれない女性職員の管理職選考試験の受験促進等についての市町教育委員会への働きかけ

### (2) 勤務環境の整備

- ・更なる業務の削減・見直しや行事の精選、学校および教員が担う業務の明確化・適正化
- ・ＩＣＴを活用した業務の効率化と優良な取組事例の共有
- ・部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の積極的な配置
- ・育児休業に伴う代替職員の確保のための任期付職員の採用
- ・男性職員の育児休業等の取得促進に向けた検討チームの設置および対応策の検討・実施
- ・令和2年に策定した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」の周知徹底

三重県教育委員会特定事業主行動計画  
女性活躍推進アクションプラン（第二期）

（案）

令和3年3月

三重県教育委員会

# 目 次

## 1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の策定	1
(2) 計画の方針	1
(3) 計画期間	2
(4) 推進体制	2
(5) 目標	3

## 2 女性活躍の現状と課題

(1) 職業生活に関する機会の提供	4
(2) 職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備	7
(3) 女性活躍の推進に関するアンケートの結果	11

## 3 具体的な取組

(1) 機会の提供（採用・配置・育成・登用）	14
(2) 勤務環境の整備	15

### (1) 計画の策定

平成 27 年に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それをもって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が、10 年間の時限立法として制定されました。

女性活躍推進法では、取組の実施主体である事業主が行動計画を策定し、目標を設定して積極的かつ主体的に女性活躍に関する取組を実施することとされたことから、三重県教育委員会においても平成 28 年 3 月に「女性活躍推進アクションプラン」(以下「プラン」という。)を策定し、女性職員の活躍に関する取組を推進してきました。

現在のプランが令和 2 年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や女性活躍の現状・課題について把握・分析を行ったうえで、女性活躍推進法の期限である令和 8 年 3 月までを計画期間とする新たなプランを策定します。

なお、このプランの対象は三重県教育委員会が任命する職員であり、県立学校教職員、小中学校の県費負担教職員及び県教育委員会事務局職員が対象となります。

### (2) 計画の方針

#### ア 女性活躍の意義の理解と組織全体での取組の推進

女性の活躍は、豊かで活力ある学校を実現するために、一層重要な要素となっていますことを職員が理解し、女性活躍のための取組を組織全体で推進していきます。

また、学校現場においては、次世代の社会を担う子どもたちが、女性の職業生活における活躍に、自然にかつ身近に接することにより、将来の社会における女性活躍の意義や理解の浸透を一層進めることにもつながるという、教育現場ならではの視点を持って取組を進めます。

#### イ 採用から登用までの各段階における取組の推進

女性職員がその個性と能力を発揮し活躍できるよう、平等取扱と成績主義の原則に留意しつつ、女性職員の意思を尊重し、採用から登用までの各段階において積極的に女性活躍の推進に取り組みます。

#### ウ　すべての職員が活躍できる職場環境の整備

より良い教育活動を継続していくためには、すべての職員が元気で意欲を持って子どもたちに向き合うことが大切であることから、子育てや介護等の理解や支援、総勤務時間の縮減など、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、すべての職員にとって働きやすい職場環境を整備していくことを通じて、女性の活躍を推進します。

育児や介護等による時間的制約がある職員が十分に能力を発揮できるようにするために、職場全体で長時間労働を前提としない働き方の構築などを通じて、これまでの働き方に関する意識の改革を進めるとともに、ＩＣＴを活用した新たな取組を始めるなど、更なる働き方改革の推進に取り組みます。

#### (3) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

女性活躍推進法に基づく、平成28年度から令和7年度までの10年間の取組のうち、後期の5年間（令和3年度～令和7年度）を第二期として、後期の行動計画とします。

#### (4) 推進体制

##### ア　プランの周知と各所属での取組

県立学校、小中学校及び県教育委員会事務局の各所属にプランを周知し、各所属において関係する取組を進めます。

##### イ　女性活躍推進委員会の設置

女性活躍推進の取組を着実かつ効果的に進めるため、県立学校、小中学校及び県教育委員会事務局の関係職員で構成する「女性活躍推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置します。推進委員会は、プランの具体的な取組の実施状況、目標の進捗状況などについて、毎年度、点検・評価し、その結果を以後の取組に反映させるとともに、必要に応じてプランの内容の見直しを検討します。推進委員会の事務局をはじめ、プランの窓口は、県教育委員会事務局教職員課が担当します。

#### ウ 市町等教育委員会との連携

小中学校における取組の実施にあたっては、日常の服務監督を担っている市町等教育委員会と適切に連携し、制度的支援に取り組みます。

#### (5) 目標

第一期プランでは、計画期間の最終年度である令和2年度の「管理職に占める女性職員の割合」の目標値を「20%」に設定して取組を進めた結果、令和2年度の実績値は、22.3%となり、目標を達成することができました。

第二期プランでは、これまでの目標に加え、職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備に関する目標として「職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数」を追加し、令和7年度のそれぞれの目標値を、次のとおりとします。

##### ① 職業生活に関する機会の提供に関する目標

項目	現状値 (令和2年5月1日時点)	目標値 (令和7年5月1日時点)
管理職における女性職員の割合  ※ 管理職とは、小中学校及び県立学校の校長・教頭、県立学校の事務長及び県教育委員会事務局の課長級以上をいう。 ※ 県教育委員会事務局については、4月1日時点。	22.3%	30.0%

##### ② 職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備に関する目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数  ※ 対象は、小中学校、県立学校、県教育委員会事務局の職員。	12.1日	15.0日

※ 令和7年度の目標値については、次世代育成支援のための特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」の改定等に伴い、見直しを行うこともある。

## 2 女性活躍の現状と課題

第二期プランの策定にあたっては、現状値や職員アンケートの結果等により、職業生活に関する機会の提供に関する項目及び職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備に関する項目について、県教育委員会における女性活躍の現状や課題についての把握・分析を行いました。

### (1) 職業生活に関する機会の提供

#### ア 教員採用選考試験申込者における女性の割合

本県の教員採用選考試験の小学校・中学校・県立学校申込者における女性の割合は、令和2年度において全体で40.8%となっており、減少傾向にあります。

教員としての資質にとみ、心身ともに健康で意欲ある女性を幅広く採用できるよう、教員という職業の魅力やその内容、育児休業をはじめとする女性が活躍できる勤務環境等について、これまで以上に積極的に広報していく必要があります。

表1 教員採用選考試験申込者における女性の割合

	小学校教員		中学校教員		県立学校教員		計	
	H28	R2	H28	R2	H28	R2	H28	R2
申込者数	1,026人	1,093人	1,005人	884人	894人	647人	2,925人	2,624人
うち女性	520人	539人	428人	314人	311人	218人	1,259人	1,071人
割合	50.7%	49.3%	42.6%	35.5%	34.8%	33.7%	43.0%	40.8%

※ 年度は選考試験の実施年度

#### イ 新規採用教員における女性の割合

令和2年度の小学校・中学校・県立学校新規採用教員における女性の割合は、51.0%で、平成28年度から減少しているものの、全体の半数以上を女性が占めています。

表2 新規採用教員における女性の割合

	小学校教員		中学校教員		県立学校教員		計	
	H28	R2	H28	R2	H28	R2	H28	R2
採用数	238人	230人	124人	110人	96人	78人	458人	418人
うち女性	143人	131人	56人	38人	35人	44人	234人	213人
割合	60.1%	57.0%	45.2%	34.5%	36.5%	56.4%	51.1%	51.0%

※ 各年度とも、4月1日採用

## ウ 女性職員の割合

県教育委員会における女性職員の割合は、全体で 53.3%となっています。役職段階別にみると、小学校の「教頭」、中学校の「教頭」、「主幹教諭」及び「指導教諭」、県立学校の「校長」及び「主幹教諭」において大幅に増加しています。

公立学校は、三重県の公務部門の中でも、多くの女性が活躍している職場ですが、引き続き各役職段階において、女性が活躍できるよう職場環境の整備等を進めていく必要があります。

表3 女性職員の割合

	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	64.3%	64.6%	64.3%	64.3%	64.4%
中学校	46.1%	46.0%	46.1%	46.5%	46.7%
県立学校	41.6%	41.7%	41.4%	41.8%	42.6%
県教育委員会事務局	31.7%	32.6%	31.9%	33.8%	37.1%
計	52.6%	52.8%	52.7%	52.9%	53.3%

※ 各年度とも、5月1日時点（県教育委員会事務局は4月1日時点）  
 ※ 正規職員・非正規職員（非常勤除く）の合計

表4 各役職段階における女性職員の割合

小学校					
	H28	H29	H30	R1	R2
校長	20.4%	20.8%	21.9%	23.3%	24.1%
教頭	23.7%	28.0%	30.1%	32.9%	34.8%
主幹教諭	33.3%	12.5%	25.0%	30.0%	33.3%
指導教諭	52.9%	37.5%	37.1%	35.7%	41.6%
教諭	65.8%	66.0%	65.9%	66.1%	65.8%

※ 各年度とも、5月1日時点

中学校					
	H28	H29	H30	R1	R2
校長	5.9%	6.7%	6.1%	5.4%	6.2%
教頭	6.2%	5.7%	7.6%	11.1%	16.3%
主幹教諭	0.0%	9.5%	11.1%	17.6%	28.6%
指導教諭	23.5%	40.0%	42.9%	43.3%	46.2%
教諭	44.6%	45.2%	45.0%	45.3%	45.3%

※ 各年度とも、5月1日時点

県立学校

	H28	H29	H30	R1	R2
校長	4.3%	5.7%	7.1%	8.6%	10.0%
教頭	14.0%	14.9%	14.1%	15.2%	15.3%
主幹教諭	8.3%	0.0%	0.0%	6.3%	14.3%
指導教諭	—	—	—	—	—
教諭	39.2%	39.6%	39.8%	40.1%	41.1%

※ 各年度とも、5月1日時点

県立学校事務

	H28	H29	H30	R1	R2
課長級以上	18.6%	17.1%	17.1%	17.1%	20.0%
課長補佐級	42.2%	41.8%	37.3%	40.5%	43.4%
主査級	50.8%	45.5%	48.3%	50.0%	47.1%
主任級	52.6%	57.1%	70.6%	53.3%	52.6%
主事・技師	42.4%	50.0%	46.7%	47.1%	39.5%

※ 各年度とも、5月1日時点

県教育委員会事務局

	H28	H29	H30	R1	R2
課長級以上	13.9%	13.2%	10.8%	13.9%	20.0%
課長補佐級	22.5%	22.6%	21.9%	25.6%	28.9%
主査級	18.2%	15.9%	19.6%	21.8%	19.2%
主任級	33.3%	28.6%	20.7%	30.4%	36.1%
主事・技師	31.6%	25.0%	25.0%	35.3%	41.1%

※ 各年度とも、4月1日時点

## エ 女性管理職の割合

公立学校における校長、教頭のうち女性の割合は、毎年度上昇しており、令和2年度においては、校種によって差がみられるものの、すべての校種を合わせると22.5%となっています。

これまで、各学校において女性職員が主任等として指導・助言を行う職務に従事する機会を拡充したり、管理職選考試験を受験しやすくなるための見直しを行ったりしてきたところであり、こうした取組が管理職への女性登用の増加につながっていると考えられます。

また、県立学校の事務長及び県教育委員会事務局の課長級以上の職員における女性の割合は、令和2年度で共に20.0%となっており、特に県教育委員会事務局においては、令和元年度の13.9%から大幅に上昇しました。

一方で、公立学校においては、校種により管理職への女性の登用率に差が見られることから、現在小学校に比べて登用率が低い中学校と県立学校において、より積極的な登用を図る必要があります。

表5 管理職における女性職員の割合

小中学校及び県立学校の校長・教頭						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	20.3%	22.1%	24.5%	26.1%	28.2%	29.5%
中学校	7.9%	6.1%	6.2%	6.9%	8.3%	11.4%
県立学校	9.4%	9.5%	10.6%	10.7%	12.5%	13.1%
計	15.7%	16.3%	17.8%	19.0%	20.9%	22.5%

※ 各年度とも、5月1日時点

県立学校の事務長						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県立学校	18.6%	18.6%	17.1%	17.1%	17.1%	20.0%

※ 各年度とも、5月1日時点

県教育委員会事務局の課長級以上						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事務局	12.1%	13.9%	13.2%	10.8%	13.9%	20.0%

※ 各年度とも、4月1日時点

県教育委員会全体						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全体	15.7%	16.3%	17.7%	18.7%	20.5%	22.3%

※ 各年度とも、5月1日時点 (県教育委員会事務局は4月1日時点)

## (2) 職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備

### ア 職員の年次有給休暇の取得状況

職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数は、令和元年度において全体で12.1日となっており、近年はほぼ横ばいの状況です。

年次有給休暇の取得は、年齢や性別を問わず、すべての職員にとって仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために重要なものです。

子育てや介護などの理由に限らず希望した時に休暇が取得できることは、より柔軟な働き方を可能にするとともに、女性職員が職場において心身ともに健康で、自らの能力を十分に発揮できる職場づくりにつながると考えられることから、引き続き年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進めていく必要があります。

表6 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	12.6日	12.2日	12.0日	13.4日	12.6日
中学校	9.6日	9.7日	9.8日	10.8日	10.2日
県立学校	12.8日	11.8日	13.5日	13.4日	13.3日
県教育委員会事務局	10.9日	10.7日	10.8日	10.6日	10.7日
全体	11.8日	11.4日	11.8日	12.7日	12.1日

#### イ 職員の時間外勤務（時間外労働）の状況

令和元年度の職員一人あたりの時間外勤務（時間外労働）時間数は、小中学校の教員で多くなる傾向にあり、役職によっては、月45時間を超えている状況も見受けられました。

長時間勤務は、男女双方にとって家庭における家事・育児・介護などの分担を困難にし、女性職員の活躍の障壁にもなります。

また、時間外勤務（時間外労働）の上限が原則として月45時間、年間360時間に定められたことから、県教育委員会全体で管理職も含めた長時間勤務を是正し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を強化していく必要があります。

表7 職員一人あたりの月平均時間外勤務（時間外労働）時間数

小中学校及び県立学校			
	小学校	中学校	県立学校
校長	27.9時間	31.9時間	15.0時間
教頭	44.5時間	49.0時間	27.4時間
主幹教諭	33.3時間	43.8時間	40.2時間
指導教諭	30.6時間	54.4時間	—
教諭	27.4時間	42.3時間	20.8時間
全体（全職種）	25.9時間	39.1時間	17.9時間

※ 令和元年度

県教育委員会事務局	
管理職以外	19.5時間
※ 令和元年度	

#### ウ 男性職員の育児休業の取得状況

男性職員の育児休業の取得は、職場における性別による固定的役割分担意識の解消や女性職員のキャリア形成の機会の確保など、女性が活躍できる職場環境づくりにもつながると考えられますが、令和元年度の男性職員の育児休業の取得率は、全体で4.1%となっており、これは県教育委員会の

次世代育成支援にかかる特定事業主行動計画である「子育て支援アクションプラン」の目標値である30%と比較しても、かなり低い水準です。

令和元年度に実施した次世代育成支援アンケート調査において、男性職員の育児休業の取得が進まない理由を尋ねたところ、「周囲の職員に迷惑がかかると考えるため」が最も多くなっています。

男性職員に限らず、周囲に気兼ねすることなく育児休業を取得できる職場環境を実現するため、仕事と子育てを両立できる働き方の確立や育児等の家庭生活に理解のある職場風土づくりを職場全体で進めていく必要があります。

また、代替職員を速やかに確保するための体制づくりが求められています。

表8 男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得状況

	小中学校	県立学校	県教育委員会事務局	計
対象者	191人	103人	2人	296人
取得者	8人	4人	0人	12人
取得率	4.2%	3.9%	0.0%	4.1%

※ 令和元年度

## エ 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇の取得状況

令和元年度における男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（配偶者の産前産後各8週間に特別休暇と年次有給休暇をあわせた5日間以上の休暇）の取得率は、県立学校で約7割、県教育委員会事務局においてはすべての対象職員が取得しており、育児休業と比較すると高い取得率となっています。

これらの休暇が時間単位で取得することが可能であるなど、育児休業と比べて利用しやすいことが、取得率が高い要因であると考えられます。

引き続き次世代育成支援のための取組の一つとして、休暇取得の促進を進めていく必要があります。

表9 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇の取得状況

	小中学校	県立学校	県教育委員会事務局
対象者	—	103人	2人
取得者	—	72人	2人
取得率	—	69.9%	100.0%

※ 令和元年度

※ 小中学校は統計データなし

#### オ 自己都合による退職の状況

公立学校における自己都合による退職者数は、県立学校では男女で大きな差はないものの、小中学校においては女性職員の退職者が多くなっています。

子育てや介護等によって仕事と家庭生活の両立が困難であることを理由に、職員が退職を余儀なくされることは、男女を問わず避けなければなりません。

そのためには、各職場において働き方改革の推進や子育てや介護等に理解のある職場風土づくりを進めていく必要があります。

また、やむを得ず子育てなどを理由に退職した職員が、再び活躍できるような取組を進めることも必要です。

表 10 自己都合による退職者数

	小学校			中学校			県立学校		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
早期退職者	17人	38人	55人	11人	15人	26人	15人	16人	31人
普通退職者	5人	15人	20人	4人	11人	15人	9人	6人	15人
計	22人	53人	75人	15人	26人	41人	24人	22人	46人

※ 令和元年度

※ 早期退職の対象者は、勤続期間 20 年以上、かつ年齢 45 歳以上の職員

#### カ ハラスメントへの対策の整備状況

女性職員が安心して働き、自らの能力を十分発揮できるようにするためにには、職場でのセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底するなど、女性職員が働きやすい環境を整備していくことが重要です。

県教育委員会においては、平成 11 年に「セクシュアル・ハラスメントの防止等についての基本方針」、平成 23 年に「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」を作成し、こうしたハラスメントの防止に取り組んできました。

令和 2 年にはこれらを統合し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（いわゆるマタハラ等）についての内容などを追加した、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」を新たに作成し、ハラスメントの防止を通じて、すべての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働く職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学べる教育環境の充実を図ることとしました。

今後も引き続き、基本方針に基づくハラスメント防止に向けた取組を職場全体で進めていく必要があります。

### (3) 女性活躍の推進に関するアンケートの結果

計画の策定にあたっては、職員の意識を把握し、今後の取組等の参考とするため、令和2年12月に県立学校教職員、小中学校の県費負担教職員、県教育委員会事務局職員を対象に「女性活躍の推進に関するアンケート」を実施しました。

#### <アンケート調査の概要>

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 1 調査対象 | 県立学校教職員、小中学校の県費負担教職員、県教育委員会事務局職員 |
| 2 回答率  | 63.9% (回答総数：8,602件、対象者数：13,472人) |
| 3 調査期間 | 令和2年12月4日～18日                    |
| 4 調査方法 | 三重県電子申請・届出システム等によるオンライン調査        |

「あなたの職場では、女性職員が自らの能力を十分に発揮できる環境が整っていると思いますか。」という質問に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答が、男女とも9割を超える結果となり、多くの職員は、現在の職場が性別にかかわらず能力を発揮できる職場であると考えています。

#### ○男性

そう思う	51.7%
どちらかといえばそう思う	41.7%
どちらかといえばそう思わない	5.7%
そう思わない	0.9%

#### ○女性

そう思う	38.8%
どちらかといえばそう思う	51.9%
どちらかといえばそう思わない	8.0%
そう思わない	1.3%

なお、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した理由を尋ねたところ、「業務が多忙である」が男女とも最も多くなっていることから、引き続き業務の削減や見直しをはじめとする働き方改革を進めていく必要があります。

#### ○男性

業務が多忙である	58.6%
職場の理解やフォローが十分でない	36.5%
管理職への登用が十分でない	27.1%

○女性

業務が多忙である	70.5%
職場の理解やフォローが十分でない	38.3%
スキルや能力に応じた業務に従事できない	24.7%

また、「今後さらに女性の管理職への登用を進めていくためには、どのような取組が重要だと思いますか。」という質問に対しては、「時間外労働及び時間外勤務の縮減や休暇取得の促進に向けた取組の推進」が男女とも最も多くなっており、管理職を含めた働き方改革を進めていくことが重要です。

一方で、「仕事や家庭における固定的な役割分担意識のは正」「職員を支える職場の雰囲気の醸成」といった回答も多くあったことから、職員の意識改革や職場の風土づくりを更に進めるための取組についても、引き続き進めていく必要があります。

○男性

時間外労働及び時間外勤務の縮減や休暇取得の促進に向けた取組の推進	57.9%
管理職の多忙な業務のは正	49.9%
仕事や家庭における固定的な役割分担意識のは正	45.2%

○女性

時間外労働及び時間外勤務の縮減や休暇取得の促進に向けた取組の推進	65.1%
仕事や家庭における固定的な役割分担意識のは正	56.0%
職員を支える職場の雰囲気の醸成	54.0%

「あなたは、管理職になりたいと思いますか。」という質問をしたところ、「思う」と回答したのは、男性で9.0%、女性で3.0%にとどまっており、男性の53.8%、女性の75.1%が「思わない」と回答しています。

「思わない」の理由について尋ねたところ、「今の職務を続けていきたいから」が男女とも半数を超えて最も多くなっており、特に公立学校においては、教員として児童・生徒と直接関わり続けたいという理由により管理職になることを希望しない職員が多くなっていると考えられます。

一方で、「自分の経験や能力に不安があるから」や「仕事と家庭の両立が困難だから」といった回答も多くあることから、管理職をめざそうとする職員に対する人材育成の取組や職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等を進めていく必要があります。

○男性

思う	9. 0 %.
思わない	53. 8 %
わからない	20. 9 %
既に管理職である	16. 3 %

※「思わない」と回答した理由

今の職務を続けていきたいから	57. 7 %
管理職の業務が多忙であるから	39. 9 %
自分の経験や能力に不安があるから	28. 0 %

○女性

思う	3. 0 %
思わない	75. 1 %
わからない	17. 0 %
既に管理職である	5. 0 %

※「思わない」と回答した理由

今の職務を続けていきたいから	50. 8 %
自分の経験や能力に不安があるから	45. 6 %
仕事と家庭の両立が困難だから	42. 1 %

### 3 具体的な取組

#### (1) 機会の提供（採用・配置・育成・登用）

##### ア 採用

- 女性に限らず、多くの方に本県の教員を志望してもらえるよう、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等について、継続的に見直しを行います。
- 三重県教育委員会のホームページに「女性活躍推進アクションプラン」を掲載し、教育委員会の取組や進捗状況について情報提供を行うとともに、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援するための各種制度等を紹介します。
- 大学生を対象とした教育アシスタント事業等を通じて、参加者に学校現場では多くの女性職員が活躍していることを実感してもらうことにより、学校は男女が共に参画して働くことができる職場であることを発信します。
- 教員採用選考試験説明会、教員養成系大学等における出前授業、大学進学段階における教員志望学生への情報提供やガイダンスなどの機会において、教員という職業の魅力や女性活躍推進の取組、学校は男女が共に参画していくことができる職場であることなどを紹介します。
- 教職経験者等を対象とした特別選考により、教諭や講師として活躍した経歴を持つなど、豊かな教職経験を有する人材を採用していくことを通じて、子育て等により現場を離れた方が、再び学校現場で活躍できる機会の提供を図ります。

##### イ 配置・育成・登用

- 女性職員の主幹教諭・指導教諭への登用、教諭段階における主任経験、教育委員会事務局との人事交流を積極的に進め、管理職になる前から管理職のサポートや幅広い職務を経験することを通じて、管理職に求められる組織のマネジメントや職員の指導・育成等についての知識や能力を習得する機会の提供を図ります。

- 管理職は、研修等を通じ、女性職員の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた知識の習得を図ります。
- 所属長は、対象となる職員と育児休業等の取得計画や職場復帰後の支援などについて、できるだけ早期に面談を行って情報共有を図るとともに、職員の意向を尊重したうえで、育児や介護など職員の状況に配慮した業務の割り振りなどに努めます。
- 女性職員の意欲と能力を重視し、管理職に積極的に登用することとし、人事異動実施要領にもその旨を明記して計画的に取り組みます。  
また、管理職選考試験や主幹教諭・指導教諭選考試験の女性職員の受験促進等について、校種にとらわれない取組の推進を市町等教育委員会に働きかけます。
- 管理職選考について、これまで拡充してきた制度の利用拡大を図りつつ、さらなる改善についても検討するとともに、教頭の業務負担の軽減に向けた取組を進めます。
- 管理職をめざそうとする女性職員が、管理職になることへの不安や、仕事や家庭の悩みなどを先輩職員に相談できる職場づくりを進めるとともに、女性管理職との情報共有や意見交換ができるようなネットワークづくりなどについて検討します。

## (2) 勤務環境の整備

- 働き方改革を進めるため、更なる業務の削減・見直しや行事の精選等を行うとともに、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化を図ります。
- 動画配信による研修やWeb会議など、ICTを活用した業務の効率化に向けた取組を積極的に進めるとともに、優良な取組事例については、学校や市町等教育委員会との共有を図ります。
- 教職員の業務負担の軽減を図るため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材を積極的に配置します。
- 育児休業を取得しようとする職員が、職場への負担を考えて取得することを躊躇するところがないよう、育児休業に伴う代替職員を確保するため、新たに任期付職員の採用を始めます。

- 男性職員の育児休業等の取得を促進するため、新たに検討チームを立ち上げ、具体的な対応策を検討し、実施していきます。
- 研修等の機会を活用して、男女共同参画及び女性活躍推進のねらいや意義の周知を図り、職場全体で協力し合い、取組を進めていく意識を醸成します。
- 子育てや介護との両立に取り組む職員を支援するため、該当する休暇制度等の周知や職場の意識啓発などに取り組むとともに、所属長は、職員が計画的かつ積極的に休暇を取得できる職場環境づくりを進めます。

「子育て支援アクションプラン」では、令和6年度までに達成すべき目標を次のとおり設定しています。

・ 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇(※)の取得率	100%
※配偶者の産前産後各8週間の期間中に特別休暇と年次有給休暇をあわせた5日間以上の休暇	
・ 男性職員の育児休業等(部分休業を含む)の取得率	30%
・ 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数	15日

- 令和2年に策定した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」を各職場へ周知徹底し、ハラスメント防止に向けた取組を職場全体で進めることにより、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。

## 報告 2

### 教職員の資質能力向上支援事業の令和 2 年度実施結果について

教職員の資質能力向上支援事業の令和 2 年度実施結果について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 3 月 11 日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



## 教職員の資質能力向上支援事業の令和2年度実施結果について

### 1 要旨

教職員の資質能力向上支援事業による指導が不適切である教員への対応として、令和2年度指導改善研修を受講した教員の研修後の措置を決定しました。

### 2 内容

令和2年度に指導改善研修を受講した教員1名（小学校1名）の研修後の措置について、2月1日開催の三重県指導改善研修審査委員会（弁護士、大学教授等で構成）でご審議いただきました。

その意見をもとに、2月4日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該1名について審査し、以下のとおり研修後の措置を決定しました。

- ・指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の経過観察を伴う勤務（校長による経過観察のもと勤務すること）に復帰させる。

#### 【状況】

- ・当該教員は、学習指導、社会性、教育公務員としての資質において一定の研修の成果がみられ、指導が不適切である教員の認定を解除するものの、生徒指導に課題が残っていることから、上記の措置としました。

### 3 今後の対応

指導が不適切である教員の認定を解除した教員について、市町等教育委員会及び所属校の校長と連携し、円滑な復帰を支援します。

## 指導が不適切である教員への対応

### 1 経緯

三重県教育委員会では、独自の施策として、平成15年度に「指導力不足教員の対応に関する要綱」等を整備し、指導が不適切である教員（指導力不足等教員）の指導力向上を支援する取組を始めました。

平成19年の教育公務員特例法の改正により、指導改善研修の実施が法的に位置づけられ、平成20年2月には国が「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を策定しました。これらを踏まえ、所要の規則を制定するとともに、平成21年3月に新たに「指導が不適切である教員の対応に関する要綱」を制定し、同法に基づく制度としました。

### 2 制度の概要

#### (1) 指導が不適切である教員の定義

学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力や教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育への期待に応えられないため、支援その他の措置を要する教員

#### (2) 認定手続き

校長は、度重なる指導によっても改善が見られず、なお指導が不適切であると考えられる場合には、具体的指導・観察記録等を作成し、当該教員からの聴き取りその他の事実確認を行ったうえで、県教育委員会（小中学校は市町等教育委員会）へ報告します。

県教育委員会は、県立学校長や市町等教育委員会からの報告及び本人への聴き取りをもとに、弁護士、精神科の医師、学識経験者などで構成する「指導改善研修審査委員会」の意見を聴き、指導が不適切である教員の認定を行うほか、精神的な疾患が疑われる場合は受診の必要性の認定を行い、研修の実施や受診の指導を行います。

#### (3) 指導改善研修及び研修後の措置

研修は、所属校及び総合教育センター等において、1年以内（原則1年）の期間を定めて実施します。

研修の結果をもとに、指導改善研修審査委員会の意見を聴き、現場復帰（平常勤務、経過観察を伴う勤務、指導を伴う勤務）、研修期間の延長（原則として1年間）、教員以外の他職種への配置換え、退職の勧告、分限処分のいずれかの措置をとります。